

**第2回社会保障審議会少子化対策特別部会
保育第一専門委員会**

- 1 日時 平成21年9月8日(火) 16:00～18:00
- 2 場所 金融庁12階 共用第2特別会議室(中央合同庁舎第7号館西館)
- 3 議題 新たな次世代育成支援のための保育制度について
・保育の必要性の判断～公的保育契約 等
- 4 配付資料
 - 資料1-1 保育の必要性の判断～公的保育契約
 - 資料1-2 保育の必要性の判断～公的保育契約 参考資料
 - 参考資料1 保育所の状況(平成21年4月1日)等について
 - 参考資料2 佐藤委員提出資料
 - 参考資料3 柏女委員提出資料
 - 参考資料4 木原委員提出資料

保育の必要性の判断～公的保育契約

1 保育対象範囲について

(1) 保育対象範囲を検討する基本的な考え方

【第1次報告での整理】

- 新たな制度体系が目指すものとして、「すべての子どもの健やかな育ちの支援」を基本に置くとともに、「国民の希望する結婚・出産・子育てが実現できる社会にしていこう」と整理。
- また、新たな制度体系に必要な費用は、「社会全体(国、地方公共団体、事業主、個人)で重層的に支え合う仕組み」としていこうを確認。
- 「新たな保育の仕組み」の検討の前提としても、「良好な育成環境の保障を通じたすべての子どもの健やかな育ちの支援が必要」としている。
- さらに、検討が必要となってくる背景として、
 - ① 保育需要の飛躍的増大
 - i) 共働き世帯の増加(サービスの一般化)
 - ii) 大きな潜在需要(未就学児がいる母親の「就労希望の高さ」と現実の「就労率の低さ」との大きなギャップ)
 - ② 保育需要の深化・多様化
 - i) 働き方の多様化(短時間・夜間・休日等)
 - ii) 親支援の必要性の高まり
 - iii) すべての子育て家庭への支援の必要性
 - ③ 地域の保育機能の維持の必要性などを挙げている。

- 子どもの健やかな育ちを社会全体で支援する観点から、保育ニーズ(一時預かりニーズを含む)について、すべての子どもを念頭に置いた保障の在り方を考える必要。

(第1次報告より抜粋)

v)すべての子育て家庭に対する支援の必要性

現行制度においては、専業主婦家庭については、基本的に保育の必要性が認められておらず、現に、3歳未満の子ども8割は、家庭内で育てられている。今後、保育の量の抜本的拡充を進め、潜在需要を満たしたとしても、未就学児のいる母親のなお半数は、育児に専念する状況と想定される。

しかしながら、前述のとおり、核家族化が進み、地域のつながりも希薄化した今日においては、従来一般的であった親族や近隣の支援が得られにくくなっており、専業主婦家庭の方がより孤立感・不安感・負担感を抱えながら子育てをしている現状がある。孤独で密室化し、周囲の支援が受けられない状況の中では、児童虐待に至るリスクも相対的に大きい。

また、多額の公費を投入する制度としての公平性の観点からも、専業主婦家庭に対する一定の支援が求められる。

- また、短時間勤務の者の増加、夜間・休日等働き方の多様化などの中、ライフステージを通じた安心した子育てといった観点から、深化・多様化する保育需要に対応した柔軟な保育の保障が必要。
- 現行制度では、認可保育所に関し、需要が供給を上回っている市町村を中心として、各市町村の条例において、例えば週4日以上就労でないと認めないなどとなっており、また、フルタイム勤務者が優先され、短時間勤務者等の利用は厳しくなっている傾向。
⇒ フルの通常保育の利用か、限定されたサービス量の一時預かりを除いてはサービス保障のない現状を見直し、必要性に応じたサービスの利用が可能となるようにしていく必要。

(2) 具体的な保障範囲

現行(認可保育所の場合)	新しい保育の仕組み
①昼間労働することを常態	⇒ 多様な就労形態に応じた保育ニーズに対応するため、「昼間労働」「常態」という要件は不要ではないか。
②妊娠中、出産後間がない ③保護者が疾病、負傷、精神・身体に障害 ④同居親族の常時介護 ⑤災害復旧	⇒ 現行と同様に保育が必要とする。
⑥その他①～⑤に類する状態 ・ 求職中、就学	⇒ 現実に利用が可能となるようにしていく必要
・ 下の子の育児休業取得に際して上の子の取扱いについて、 → 「次年度に小学校入学であるなど、入所児童の環境変化を留意する必要がある場合」 「発達上環境の変化が好ましくない場合」	⇒ 左記要件に該当しない場合、例えば、3歳以上の場合、一旦保育所を退所し、幼稚園に通園した後、育児休業明けに再度保育所申込みをすることとなり、かつ、再入所も保障がないが、どう考えるか。
かつ、同居親族等が保育できない場合	⇒ 第1次報告では、この要件は外すことにしている。

※保護者が非就労である障害児	⇒ 次回以降に検討
※専業主婦家庭など不定期・一時的利用の場合	⇒ 第1次報告では、一時預かりとして保障
※人口減少地域等で地域に幼稚園がないような場合	⇒ 保育第二専門委員会の議論も踏まえ検討

【保護者の就労を要件とする場合について】

- ① 「新たな保育の仕組み」では、多様な就労形態に応じた保育ニーズに対応するため、「休日」「早朝・夜間」「短時間」「不定期」の就労についても保育を保障する。
 - ⇒ 認可保育所の開所日数、開所時間に応じた保障の仕方から、子ども毎に必要性に応じた保障の仕組みとすることで、「休日」「早朝・夜間」などのニーズには対応しやすい仕組みとなる。
 - それに応じたサービス基盤の確保が必要
 - ・ 今後需要の大幅な拡充が見込まれる短時間勤務等の場合については、現行制度でも、特定保育・一時保育の給付メニューも活用しながら、認可保育所による受入れで可能な限り対応。現行では対応しきれないニーズについても、利用者の意向を踏まえながら、認可保育所における対応を拡大するとともに、多様な給付メニュー（受け皿）を制度的に考える必要。
- ② 「求職中」「就学」について
 - ・ 育児が一段落した後の円滑な再就職など、安心して求職活動ができるよう、保育の保障をしていく必要。
 - ・ その際、保育の実施期間等の具体的仕組みを検討していく必要。
- ③ 在宅就労、自営業、農林水産業等の多様な働き方についても、ニーズに応じた保育保障の仕組みを考える必要。

2 保育利用までの具体的流れ

※ 「新たな保育の仕組み」における公的保育の保障は、認可保育所のほか家庭的保育等の多様なサービスメニューを含めたサービス全体で、保育の必要な子どもに対し保育を保障するもの。

以下、表記の便宜上、多様なサービスメニューを含め、「保育所等」と記述。

(1) 「新たな保育の仕組み」における保育利用の流れを検討するに当たっての基本的な考え方

○ 法的な整理は、以下の通り(第1次報告)。

- ・ 保育の必要性・量及び優先性についての認定は、市町村が行う。
- ・ 市町村が公的責任を果たす三者の枠組みの中で、認定を受けた利用者が保育所等と公的保育契約を締結。

※ 市町村が、利用保育所等の決定とは独立して保育の必要性・量を判断することにより、潜在的な需要を明確化 = 市町村の認可保育所に対する委託関係に代わって、三者の枠組みの中で公的保育契約

○ 具体的な手続きの流れについては、次のような視点を踏まえて考える必要。

- ・ 優先的に利用確保されるべき子どもに対する保育の確保
- ・ 虐待事例など、保護者の自発的な利用申込みが期待できない場合に対する配慮
- ・ 受入れ決定(選考)の公平・公正な実施
- ・ 利用者の手続負担に対する配慮
- ・ 育児休業終了から保育利用への連続性
- ・ 保育を必要とするすべての子どもに対する利用保障
- ・ 就労開始の一定期間前に利用保育所等が判明するような予測可能性
- ・ 緊急に保育を必要となる場合の利用保障

(2) 保育利用までの具体的な流れ

○ 基本的な手続きの流れは以下の通り。

①利用者が市町村に認定の申請 → ②市町村が認定 → ③利用者が保育所等へ申込み → ④保育所等が受入れについて決定(選考) → ⑤利用者と保育所等との公的保育契約

※ それぞれの段階において、様々なケースを想定し、実際に運用可能な具体的な対応を検討

①利用者が市町村に認定の申請

○ 市町村は、利用者に対し、

- i) 保育の仕組み及び地域における保育所等の状況(保育所等の基本情報、対応できるサービスメニュー等)等を分かりやすく情報提供
- ii) 利用者のニーズに応じ、認定申請や保育所等の申込みに関する相談支援

○ 虐待事例など、保護者の自発的な利用申込みが期待できないケースについては、関係機関との連携の上、市町村が責任を持って利用支援を行い、保育を保障(必要な場合は児童養護施設等への措置等につなげる)。

○ 利用者が市町村に保育認定を申請するに際しては、例えば、就労時間や勤務時間等について事業主等が証明する書類を申請書に添付することにより、就労等の状況を確認。

②市町村が認定

- 「1」で検討の保育対象範囲に基づいて、保育の必要性・量、優先性について認定。
 - ※ 優先的に利用確保されるべき子どもの範囲、仕組みについては、次回以降に検討
- 当該認定において同時に、保育料の負担区分(例えば、低所得者への配慮を行う場合に低所得者の区分に該当する旨の確認)も決定する必要。
- 認定後、市町村は認定者の保育の実際の利用状況を把握(実際に保育の利用に至ったか、優先すべき子どもの利用が確保されているかを含む)し、待機児童に係る情報(各保育所等の定員充足状況等)の開示を行う。
- 定期的な就労等の状況の確認、事情が変更となった場合の利用者側からの申出等の仕組みを考える必要。

③利用者^が保育所等に申込み

- 利用者が保育所等に入所を申し込む段階については、次のような点に考慮する必要。
 - ・ 事前に利用が予測できる場合、随時保育が必要となる場合に^{応じた}対応
 - ・ 育児休業終了時や就労開始時におけるスムーズな利用と予測可能性
 - ・ 利用者の手続負担(利便性)への配慮
 - ・ 虐待事例、障害児、ひとり親家庭、保護者が障害者の場合、休日・早朝・夜間就労者等で受け皿が限られる場合の市町村による利用支援
- また、「需要が供給を上回っている場合」と「供給が需要を上回っている場合」と区分して考える必要がある。

【利用保育所等が決まる時期】

- 事前に保育が必要となる^{ことが}予測できる場合の対応としては、保育所等を利用できる^{ことが}就職や職場復帰の重要なポイントとなることから、できるだけ早期に利用保育所等が決まるようにすべきではないか。
例えば、
 - ・ 4月から保育利用を希望する場合は、例えば前年12月末までに利用保育所等が一定程度判明するような日程
 - ・ 育児休業期間の終了時期との関係等で、年度途中からの保育利用を希望する場合は、当該時期からの利用予約制の導入
- 同居親族の常時介護等により、随時保育が必要になる場合にも、その都度、保育の利用開始が可能となる必要がある。

【需要が供給を上回っている場合】

- 利用者が保育所等に利用を申し込むに際し、市町村が関与しなかった場合、次のような事態が想定される。
 - ・ 利用者が利用を希望する保育所等を探し、保育所等に直接利用を申し込む。
 - ・ 希望者が定員を上回り、受入れ決定(選考)されなかった場合は、当該利用者は改めて、定員を充足していない保育所等の情報を入手し、当該保育所等に利用を申し込む。
 - ・ 受入れ決定(選考)されなかった度に、同様の手続きを繰り返す。
- ⇒ 現在、利用者が市町村に、複数の希望する認可保育所を記載して入所を申請し、市町村から利用者に、受入先保育所(又は、受入れが可能な認可保育所がない旨)を通知する仕組みであるが、これよりも利用者にとって手続きが煩雑になる側面

(対応イメージ例1)

- 利用者が第一希望の保育所等に直接利用の申込みを行う際、申請書類に第二希望以降の保育所等も記載する仕組み(複数の第一希望保育所等に利用申込みを行うことは禁ずる)。
 - ・ 第一希望の保育所等(A)を利用できる場合は、利用者と保育所等(A)が公的保育契約を締結し、保育所等は市町村にその旨を報告。
 - ・ 第一希望の保育所等(A)を利用できなかった場合は、保育所等(A)から市町村に対し、第二希望以降の保育所等が記載された申請書類を送付。
 - ・ 市町村は、域内の各保育所等の定員充足状況を勘案し、利用者に対し第二希望以降の保育所等(B)を斡旋。
 - ・ 利用者と保育所等(B)において公的保育契約を締結

(対応イメージ例2)

- 利用者が優先順位を付した複数の希望する保育所等を記載した申請書類を、市町村又は市町村が関与した連絡協議会に対し申し込む仕組み。
 - ・ 市町村(又は連絡協議会)は、申込み状況と域内の各保育所等の定員充足状況を勘案して利用保育所等を判断し、個々の利用者に対して斡旋
 - ・ 利用者と当該利用保育所等との間で公的保育契約を締結

【供給が需要を上回っている場合】

- 供給が需要を上回っている場合は、次のような仕組みで対応できる。
 - i) 利用者が利用を希望する保育所等を検討し、保育所等に直接利用を申し込む。 → 公的保育契約締結
 - ii) 個別の保育所等によっては、希望者が定員を上回ることも想定される。その際、(対応イメージ例1)と同様に、申請書類に第二希望以降の保育所等を記載する仕組みを組み合わせることも可能。

【虐待事例、障害児、ひとり親家庭、保護者が障害者、休日・早朝・夜間就労者等である場合の利用支援】

- 虐待事例、ひとり親家庭等の場合、市町村は、優先的に利用確保されるべき子どもとして「優先性」を認定することとなる。このような場合に、市町村が利用保育所等を斡旋する等の利用支援の仕組みを検討する必要がある。
- 虐待事例等の場合は、保護者の自発的な利用申込みが期待できない可能性がある。このような場合に、市町村が、認定手続きと併せ、保育の利用支援を行う仕組みを検討する必要がある。
- その他、実際の利用に結び付きにくい等、支援の必要性に応じた市町村の利用支援を検討する必要がある。
- 保護者が休日・早朝・夜間就労者である場合等は、現実の受け皿が限られる可能性もあり、一定程度の利用支援が必要となる可能性もある。

【希望する保育サービスの利用開始までの間の保育保障】

- 市町村に課される質の確保された公的保育の提供体制確保責務の一環として、希望する保育サービスの利用開始までの間は、市町村は多様なサービスメニューの中から補完利用できるようにする必要がある。

④保育所等が受入れについて決定(選考)

- 保育所等は、虐待事例など優先受入義務のあるケースについて、まず受け入れた上で、希望者が定員を上回る場合のために、あらかじめ受入れ決定(選考)の客観的な基準を定め、実際の受入れ結果等も公表するような仕組みが必要。このことにより、受入れ決定(選考)の公平・公正な実施を担保する。
- 受入れ体制が限られる場合(休日・早朝・夜間就労等)について、適切に受け入れられるような受入れ決定(選考)の仕組みが必要。
- 兄弟が既に利用している場合、兄弟姉妹が同時に利用を希望している場合について、保育所等が優先して受け入れることは、公正な受入れ決定(選考)と言えるのではないか。

⑤利用者と保育所等との公的保育契約

- 市町村による公的関与の一つとして、契約内容(保育時間、保育料等)を記載した契約書のひな型を市町村が作成するなどの支援が考えられる。
- 市町村は、利用者及び保育所等に対し、公的保育契約の適正な履行に関して指導・助言することが考えられる。
- 市町村が、認定を受けた子どもが保育所等を利用できたのか、虐待事例等の優先的に利用確保されるべき子どもが保育所等を利用できたのか、把握することができるようにするため、保育所等は利用者と公的保育契約を締結した後、市町村にその旨を報告する仕組みが考えられる。

保育の必要性の判断～公的保育契約 参考資料

第一次報告(抄)

1 これからの保育制度のあり方について

(5) 今後の保育制度の姿 -新たな保育の仕組み-

① 保育の必要性等の判断

i) 基本的仕組み

市町村が、

- ・ 保育の必要性・量
- ・ 優先的に利用確保されるべき子ども(母子家庭、虐待等)かどうかを判断する。

※ 保育の必要性・量について、受入先保育所の決定とは独立して判断を実施し、その旨の認定証明書を交付するとともに、認定者の登録管理、待機児童(認定を受けたにもかかわらず質の確保された公的保育が受けられていない者)に係る情報開示を行う仕組みとする。

→ 需要を明確化するとともに、客観的に必要性が判断された子どもについて、公的保育を受けることができる地位を付与する。(例外ない保育保障)

※ 保育所に応諾義務(正当な理由なく拒んではならない)と、優先的に利用確保されるべき子どもの優先受入義務を課す。

※ 母子家庭等については、優先的な利用確保その他配慮が必要である。

ii) 判断基準の設定

保育対象範囲(短時間就労者、求職者等)、優先的に利用確保すべき子ども(母子家庭・虐待事例等)の基本的事項については国が基準を設定する。(その上で、地域の実情に応じた基準の設定を可能にする(人口減少地域における集団の中での子どもの成長機会の保障、きめ細かな判断基準等))

iii) 判断基準の内容(保育対象範囲)

- 就労を理由とするものについては、以下のとおり整理する。
 - ・ 短時間就労者に対しても就労量に応じた必要量を判断する。
 - ・ 昼間の保育を基本としつつ、早朝・夜間など時間帯にかかわらず必要量を判断する。
 - ・ 求職者に対しても必要性を認める。

- 就労以外の事由(同居親族の介護、保護者の疾病・障害等、虐待事例等)についても保障する。

- 同居親族の有無を問わず必要性を認める。

- 専業主婦家庭に対しても一定量の一時預かりを保障する。

※ 優先的に利用確保すべき子ども(母子家庭、虐待事例等)に加え、需要が供給を上回る地域における対象者間(例:フルタイム勤務者と短時間勤務者)の優先度の判断の必要性の有無・方法等についてさらに検討する。

※ 短時間勤務者など定期的・短時間利用や、不定期な利用について、フルタイム利用と受け皿を別とすることがどうかは、基本的に個々の事業者の判断と考えられるが、新たな給付類型を設けるかどうかさらに検討する。

※ 専業主婦家庭など不定期・一時的利用については、就労者など定期的利用とは、別の受け皿とすることを基本とし、一時預かりとして保障する。

※ 保護者が非就労である障害児については、障害者施策との関係も含め、さらに検討する。

※ 兄弟姉妹のいる場合に対する配慮について、ニーズを踏まえ、さらに検討する。

iv) 保障上限量

○ 利用者ごとに、保障上限量(時間)を、例えば週当たり2～3区分程度を月単位で判断する。

○ 働き方の見直しが同時に進められるべきであることを踏まえ、就労時間と通勤に要する時間、また、子どもの生活の連続性等に配慮した適切な保育を行う観点を考慮し、さらに検討する。

※ 当該時間を超える利用(超過勤務等に伴う利用)に対する財政支援のあり方についてはさらに検討する。

※ 保障上限量を超える利用に一定の支援を行う場合、働き方の見直しの観点も踏まえ、負担のあり方を併せて検討する。

v) 優先的に利用確保されるべき子どものための仕組み

○ 優先的に利用確保されるべき子ども(母子家庭・虐待事例等)については、市町村が保育の必要性・量の判断と併せ、優先度を判断する。

○ 保育所に、応諾義務(正当な理由なく利用を拒んではならない)を課すとともに、優先的に利用確保されるべき子どもから、受入れを行う優先受入義務を課す。

○ 虐待事例など、保護者の自発的な利用申込みが期待できないケースについては、市町村が保育の利用申込みの勧奨等により意思決定を補佐するとともに、必要な場合は児童養護施設等への措置を実施する。(こうした市町村としての公的関与の中で、虐待事例等について、関係機関が連携する市町村の支援のネットワークに適切につないでいく仕組みが必要である。)

※ 低所得者、障害などを理由に、事業者の不適切な選別により、サービス利用ができなくなるような公正な選考を保障する仕組みについて、さらに検討。

※ 優先的に利用確保されるべき子どもが緊急的に生じた場合の受け皿の確保策についてさらに検討。

vi)「欠ける」という用語の見直し

「保育に欠ける」という用語について、例えば「保育を必要とする」など、今後の保育制度の姿にふさわしいものに見直すこととする。

② 保育の提供の仕組み

i) 利用保障の基本的仕組み

- 客観的に必要性が判断された子どもについて、公的保育を受けることができる地位を付与する。(例外ない質の確保された公的保育の保障)
- 市町村に、保育を必要とする子どもに質の確保された公的保育が着実に保障されるための実施責務(以下の内容)を法制度上課す。

ア) 客観的に保育の必要性が判断された子どもについて、質の確保された公的保育を受けることができる地位を付与(例外ない質の確保された公的保育の保障)。

イ) 質の確保された公的保育の提供体制確保責務(保育の必要性の認定を受ける子ども数を勘案し、整備計画の策定・実行等を通じ、着実に質の確保された公的保育を保障しうるだけの地域の提供基盤を速やかに整備すべき責務。また、最低基準・保育指針等に係る指導・監督、研修の実施等)

ウ) 利用支援責務(利用調整、利用者と保育所における円滑な公的保育契約の締結及び履行に関する支援)

エ) 保育の費用の支払い義務

ii) 利用方式

市町村が、利用者と保育所に対し、上記ア)～エ)の公的責任を果たす三者の枠組みの中で、利用者が保育所と公的保育契約を結び、より向合う関係にする。【新たな三者関係】

※ 利用者の保育所への申込み手続や、保育所の募集・選考等の円滑・公平な実施のため、市町村の関与や、第三者も含めたコーディネート等の仕組みについてさらに検討する。

iii) 利用者の手続負担や保育所の事務負担に対する配慮

利用者の申込み手続や、事業者の募集・選考等の円滑・公平な実施のため、市町村の一定の関与(利用調整等)や、第三者によるコーディネートの仕組みについて、さらに検討する。

現行の保育サービスの必要性の判断基準

（「保育に欠ける」判断の仕組み①－政令による基準）

○ 市町村が、保育の実施義務を負う対象である「保育に欠ける」児童であるか否かの判断については、「政令で定める基準」に従い、「条例で定める事由」によることとされている。

○ 「政令で定める基準」としては、
以下のいずれかに該当

十

保護者と同居親族等が児童の保育ができない場合とされている。

《保護者の置かれている状況に関する要件》

- ① 昼間労働することを常態
- ② 同居親族の介護

《保護者の心身の状況に関する要件》

- ③ 妊娠中又は出産直後
- ④ 疾病、負傷、又は心身の障害

《その他》

- ⑤ 災害復旧時
- ⑥ その他（「前各号に類する状態」）

◎ 児童福祉法施行令（昭和22年法律第164号）

第二十七条 法第二十四条第一項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族を常時介護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 前各号に類する状態にあること。

（「保育に欠ける」判断の仕組み②—条例による基準）

○ 各市町村においては、「政令で定める基準」に従い、「条例で定める」事由により、「保育に欠ける」児童であるか否かを判断するが、政令とほぼ同内容の条例準則のほか、以下の事項について、個別に通知で解釈を提示している。

- ① 求職中でも入所申込みが可能【平成12年通知】
- ② 下の子の育児休業取得に際しての上の子の取扱いについては、「次年度に小学校入学であるなど入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合」、「発達上環境の変化が好ましくない場合」は、継続入所で差し支えない。【平成14年通知】
- ③ 母子家庭及び父子家庭については、優先的に取扱うこと。【平成15年通知】※「母子及び寡婦福祉法」で規定
- ④ 虐待防止の観点から、保育の実施が必要な児童については、優先的に取扱うこと。【平成16年通知】※「児童虐待の防止に関する法律」で規定

○ 実際の判断基準となる各市町村の条例を見ると、おおむね以下の傾向が見られる。

《都市部（待機児童の多い市町村）》

- ・ 相対的に詳細かつ厳格な内容。
- ・ ①政令各号で明記する事由（就労／妊娠・出産／（養育者の）疾病・障害／同居親族介護）により基本的な優先度を決定し、②同優先ランク内の調整指数として、その他の事由（母子家庭、虐待等）を用いる構造となっているところが多い。

《その他（待機児童の少ない市町村）》

- ・ 相対的に大括りで幅広く認めることが可能な内容
- ・ 政令各号で明記されていない事由（母子家庭、虐待等）については、条例においても明記されていないところが多い。

入所基準(条例)の実例①(神奈川県横浜市)

《人口365万人(平成20年9月1日現在)、待機児童707人(平成20年4月1日現在)》

5 保育所の入所選考基準

基準の考え方		その他の世帯状況
* ランクは、A B C D E F G の順に入所の順位が高いものとします。 * お父さん、お母さんでランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。 * 同居している祖父母が65歳未満の場合、保育可能な方とみなします。その場合、保育できない事を証明する診断書等を提出することが必要です。 * 障害児・児童福祉の観点から保育に欠ける児童については、この選考基準を基に別途に選考します。 * 選考に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA~Gの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育に欠ける程度を判定し、入所承諾の順位を判断します。		【ランクアップ項目】 ①から④は各項目1ランクずつ、⑤は2ランク、最高で2ランクまでアップします。 ※左記「9ひとり親世帯等」が適用される場合は、ランクアップしません。 ①ひとり親世帯等 ②生活保護世帯 ③生計中心者の失業 ④横浜保育室・家庭保育福祉員・認可乳児保育所等の卒園児(卒園時に育児休業中だった方で復職時に申請をする場合を含む) ⑤育休のため退所し、再入所する場合 ①~⑤は優先順位ではありません。
お父さん、お母さん(※1)が保育できない理由、状況		
1 居外労働 (外勤・居外自営)	月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。	A
	月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。	B
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満、働いている。	C
	月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。	D
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満の仕事に内定している。	E
2 居内労働 (内勤・居内自宅)	月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。	B
	月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。	C
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満、働いている。	D
	月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。	E
月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満の仕事に内定している。	F	
3 産前後	お母さんが出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。	D
4(1) 病氣・けが	入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。	B
	通院加療を行い、1日4時間、週4日以上安静が必要で保育が困難な場合。	E
4(2) 心身の障害	身体障害者手帳1~2級、精神障害者保健福祉手帳1~3級、愛の手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。	A
	身体障害者手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	B
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	E
5 親族の介護	臥床者・重度心身障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週5日以上かつ1日8時間以上保育が困難な場合。	A
	病人や障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ1日7時間以上保育が困難な場合。	B
	病人や障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ1日4時間以上保育が困難な場合。	E
6 災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている。	A
7 通学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	D
8 求職中	求職中(入所期間は3か月です。その期間内に就職しないと退所になります。)	G
9 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。(求職中の入所期間は3か月です。その期間内に就職しないと退所になります。)	A
	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育に欠ける緊急度が高いと判断した場合。	A(※2)
(※1) お父さん、お母さんがいない場合は、その他の保護者。 (※2) Aランクかつ2ランクアップ相当として選考します。		【同一ランクで並んだ場合の選考】 同一ランクで並んだ場合は以下の状況を調整指数により、選考します。(裏面参照) ①市内在住 ②保育の代替手段(子育て支援者となる同居親族の有無など) ③世帯の状況(被介護者の有無など) ④就労状況(夜勤を伴う変則勤務の有無など) ⑤ひとり親世帯等 ⑥きょうだいの状況(きょうだい同一施設入所や多子世帯など) ⑦課税所得金額 ①~⑦は優先順位ではありません。

6 入所選考基準が同一ランクでの調整指数一覧表

(平成20年1月改定)

※ 同一ランクで並んだ場合は、以下の項目に該当する場合に1調整指数としてそれぞれの項目に点数をつけます。
 ※ この点数が高い方から順番に選考します。なお、調整指数の点数が高い方であってもランクの逆転はありません。

	内容	備考	
保育の代替手段	申込児童を65歳未満の親族に預けている	-1	
	転園(転居を伴う場合及びきょうだいで同時入所のためを除く、認定こども園からの転園は含む)	-1	
	横浜保育室、家庭保育福祉員、認可乳児保育所の卒園児(卒園時に育児休業中であり、育児休業明けに認可保育所へ申込みの場合を含む)	3	卒園証明書等のある場合に限り、左記のうちの最も1項目のみを適用します。
	申込児童を[横浜保育室、家庭保育福祉員、認可保育所、認定こども園]以外へ有償で預けている(一時保育のみの利用は含まない)	2	契約上等証明書がある場合に限り、左記のうちの最も1項目のみを適用します。
	申込児童を横浜保育室、家庭保育福祉員へ預けている(一時保育のみの利用は含まない)	1	
	児童を職場で見ている	-1	
世帯の状況	児童が危険を伴う環境にいる	1	
	保育の代替手段に関して、上記以外の場合	0	
	保護者が身体障害者手帳1.2級・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳1.2.3級のいずれか一つに該当する場合またはそれと同程度の障害があると認められる心身障害者の場合	2	元のランクの類型が「心身の障害」のときは加算しません。
	保護者が身体障害者手帳3級以下で保育に苦しく負担がかかる場合	1	
市内在住	同居家庭内に身体障害者・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて介護している場合(当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く)	1	元のランクの類型が「親族の介護」のときは加算しません。
	同居家庭内に要介護1以上の認定者がいて介護している場合(在宅介護に限る)	1	
	市内在住	市外在住者(転入予定者は除く)	-8
就労状況	単身赴任	1	
	両親共に夜勤を伴う変則勤務である世帯	1	
	居外自営業であるが、職場が自宅に併設している	-1	
ひとり親世帯等	勤務実績が1か月未満である世帯	-1	
	ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいない場合	3	
	ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいる場合	1	
きょうだいの状況	元のランクが「9、ひとり親世帯等」で就労内定の場合	-2	
	元のランクが「9、ひとり親世帯等」で求職中の場合	-7	上2行の点数と重複して適用されず。
既にかきょうだいが入所している場合(きょうだい同一の保育園に入園を希望する場合に限る。)	既にきょうだいが入所している場合、又はきょうだい同時に申込みをした場合	2	
	既にきょうだいが入所している場合、又はきょうだい同時に申込みをした場合	1	

＜同一ランク・同一調整指数で並んだときの選考＞

※同一ランク・同一調整指数で並んだときは、以下の順に考慮して選考します。

1	類型間の優先順位(①~⑥の順) ①災害 ②疾病・障害 ③居外労働 ④介護 ⑤ひとり親等 ⑥居内労働 ⑦居外・内労働(内定) ⑧就学等 ⑨出産 ⑩求職中
2	両親のうち一方が夜勤を伴う変則勤務である世帯
3	時間的・業務的拘束力の強さ
4	保育の協力者の有無
5	養育している小学生以下の子ども的人数が多い世帯
6	経済的状況(課税所得金額)が低い世帯 ただし、4月1日入所は、前年の住民税額で判定する場合もあります(勤務先からの交付が判定に合わない等のやむを得ない場合を除き、証明がある者が優先)

入所基準(条例)の実例②(北海道札幌市)

《人口189.8万人(平成20年8月1日現在)、待機児童271人(平成20年4月1日現在)》

保育所入所選考基準表

札幌市 区

1. 保育の実施基準

保 育 要 件			基準指数			
			父	母		
1	居宅外労働	週5日以上	日中労働7時間以上	100	100	
			日中労働4時間以上7時間未満	90	90	
		週4日以上	日中労働7時間以上	90	90	
			日中労働5時間以上7時間未満	80	80	
		週3日以上	日中労働7時間以上	70	70	
		その他	日中労働週あたり20時間以上	70	70	
2	自営	中心者	週5日以上	日中労働7時間以上	100	100
				日中労働4時間以上7時間未満	90	90
			週4日以上	日中労働7時間以上	90	90
				日中労働5時間以上7時間未満	80	80
			週3日以上	日中労働7時間以上	70	70
				その他	日中労働週あたり20時間以上	70
		協力者	週5日以上	日中労働7時間以上	80	80
				日中労働4時間以上7時間未満	70	70
			週4日以上	日中労働7時間以上	70	70
				日中労働5時間以上7時間未満	60	60
			週3日以上	日中労働7時間以上	60	60
				その他	日中労働週あたり20時間以上	60
	内職	週5日以上	日中労働7時間以上	80	80	
			日中労働4時間以上7時間未満	70	70	
		週4日以上	日中労働7時間以上	70	70	
			日中労働5時間以上7時間未満	60	60	
		週3日以上	日中労働7時間以上	60	60	
			その他	日中労働週あたり20時間以上	60	60
	3	出産	出産予定日前1か月・出産月の翌月末	-	100	
	4	疾 病	入院		100	100
			居宅内療養	常時臥床	100	100
				毎週通院加療を要する	70	70
				上記以外の自宅療養	60	60
	障がい	身体障害者1・2級・精神障害者1・2級・知的障害者A	100	100		
5	介 護	病院等の付添い介護	100	100		
		自宅介護	70	70		
6	災 害 復 旧		100	100		
7	前各項に類するもの	技能習得中・在学中	80	80		
		自立更生のための就労予定	70	70		
		心身障害児施設への通園児の付添いを要するため、他児童の保育が困難	80	80		
		日本語習得学校へ通学中	60	60		
		その他明らかに保育に欠けると認められる場合	70	70		
		児童福祉法第26条第1項第4号に基づく通知を受理	999	999		

児童氏名

階層区分

2. 保育の調整基準

1	世帯類型	ひとり親世帯	110
		障がい者のいる世帯	10
2	所得税及び市町村民税非課税世帯または所得税非課税世帯		10
3	産休明け・育休明けによる入所の場合	兄弟・姉妹がすでに入所している場合	40
		産休明け・育休明けで兄弟・姉妹がすでに入所している場合	50
4	転園	年度当初(4月及び5月)	10
		転居などによる通園困難	20
		乳児園から幼児園に転園	999

※ 4. 転園のうち「乳児園から幼児園に転園」を適用する場合は、実地基準、他の調整基準にかかわらず「999点」とする。

合計点数

(資料)札幌市ホームページより抜粋

入所基準(条例)の実例③(兵庫県神戸市)

《人口153.3万人(平成20年9月1日現在)、待機児童487人(平成20年4月1日現在)》

○児童福祉法第24条第1項の規定による事由を定める条例
(昭和62年条例第57号)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第1項の規定による事由を定めるものとする。

(条例で定める事由)

第2条 法第24条第2項に規定する保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合において、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められるときに行うものとする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある同居の親族又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 前各号に類する状態にあると市長が認める状態にあること。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日条例第68号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

選考は

入所希望者が、保育所の受け入れ能力を上回るため全員入所できない場合は、原則として下記の優先順位に従って入所を決定します。(優先順位は主たる保育者の状況によります)下記の項目について、ご不明な点がございましたら、区役所保険福祉部「福祉事務所・支所」にご相談ください。

優先順位 1

主なもの

母子家庭または父子家庭で、居宅外で仕事をしている等、児童を保育できない場合
居宅外で保護者が常勤で、児童を保育できない場合
保護者が重度の障害のため、児童を保育できない場合
重度の障害を有する同居親族の常時介護等が必要で、児童を保育できない場合

優先順位 2

主なもの

自営の中心者で、昼間居宅内で常に児童と離れて仕事をしていて、児童を保育できない場合
居宅外でパート、非常勤の勤務(原則として、昼間4時間以上、月16日以上)をしていて、児童を保育できない場合
保護者が中程度の障害または病気入院のため、児童を保育できない場合
長期にわたり疾病の状態にある同居親族を有し、家庭で常時介護しているため、児童を保育できない場合

優先順位 3

主なもの

自営の専従者で、昼間居宅内で児童と離れて仕事をしている場合または内職をしているため、児童を保育できない場合
保護者が出産前後(概ね8週間)のため、または病気で自宅療養中のため児童を保育できない場合

入所基準(条例)の実例④(山口県山口市)

《人口19.1万人(平成20年9月1日現在)》

○山口市保育の実施に関する条例 (平成17年条例第95号)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定に基づき、保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。

- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の家族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、申込手続その他保育の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

別表

保育園入園選考点数表

社会福祉課

類型	細目		点数	必要書類	
家庭外労働	週3日以上の雇用者	8時間以上	10	①前年度源泉徴収票 (確定申告をした時はその写し) ②①より勤務先が確認できない時は勤務証明書	
		5時間以上	7		
		3時間以上	5		
		3時間未満	3		
	農林業	畑林業	1町以上	9	①自営業等就労証明書 (2名以上従事の場合は主たる従事者の1/2)
			5反以上	6	
5反未満			3		
10町以上			8		
		10町未満	4		
家庭内労働	自営業	従事者	10	①前年度源泉徴収票 (確定申告をした時はその写し) ②自営業等就労証明書	
		家族従事者	8		
		3人目以上家族従事者	5		
	内職	4時間以上	3	①内職証明書	
4時間未満		2			
出産	出産前後3ヶ月以内	10	①母子手帳の写し		
保護者疾病等	入院	1か月以上	10	医師の診断書または状況を証明するもの	
		週3回以上	7		
	通院	週3回未満	5		
		育児不能の時	10		
	自宅療養	常時寝たきり	10		
		その他	1		
身体障害者等	1級・2級	3級	7	①身体障害者手帳・療育手帳の写し または医師の診断書	
		4級以下	5		
病人の看護等	入院付添	1ヶ月以上	10	①身体障害者手帳の写しまたは療育手帳の写し または医師の診断書 (ただし家庭内介護のうち、満80歳以上の高齢者介護は書類不要)	
		週3回以上	5		
	通院付添	週3回未満	2		
		常時寝たきり	10		
	家庭内介護	障害者介護	8		
		高齢者介護	8		
	その他	2			
災害復旧	災害・風水害・地震など	10	①災害状況を証明するもの		
資格取得	学校通学・職業訓練等	10	①在学証明書・学生書		
	通信教育の受講など	1	①受講証明書または状況を証するもの		
その他	高齢者	75才以上	8		
		70才以上	6		
	日本での生活が浅く保育が困難な時	7	①民生委員さんの証明		

入所基準(条例)の実例⑤(福井県小浜市)

《人口3.2万人(平成20年8月1日現在)》

入所基準(条例)の実例⑥(鹿児島県さつま町)

《人口2.4万人(平成20年8月1日現在)》

○さつま町保育所の保育の実施に関する条例 (平成17年条例第96号)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定に基づき、さつま町保育所の保育の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

(1) 居宅外で労働することを常態としていること。

(2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。

(3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

(5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。

(6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

(7) 町長が認める前各号に類する状態にあること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、申込手続その他保育の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。



Press Release

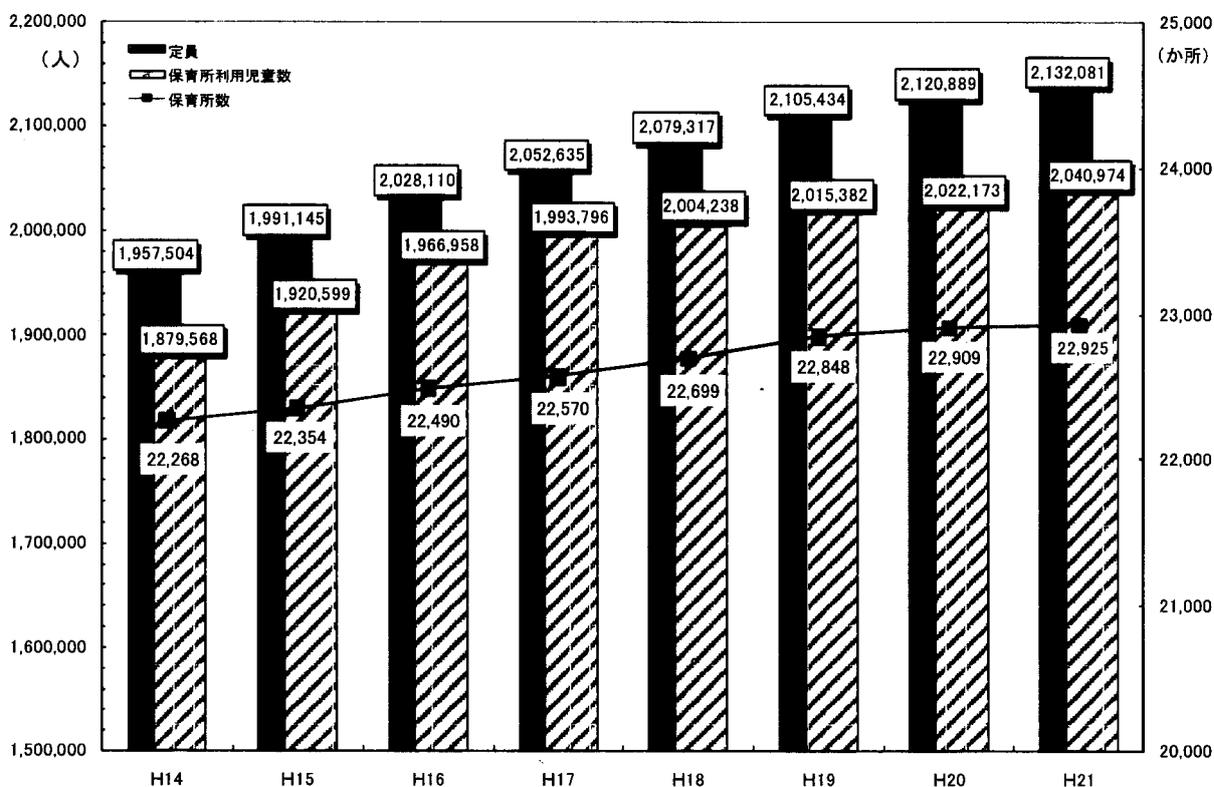
平成21年9月7日(月)
雇用均等・児童家庭局 保育課
電話：03(5253)1111
保育需給対策官：岩崎(内線7925)
担当係：保育係(内線7947)
直通：03(3595)2542

保育所の状況(平成21年4月1日)等について

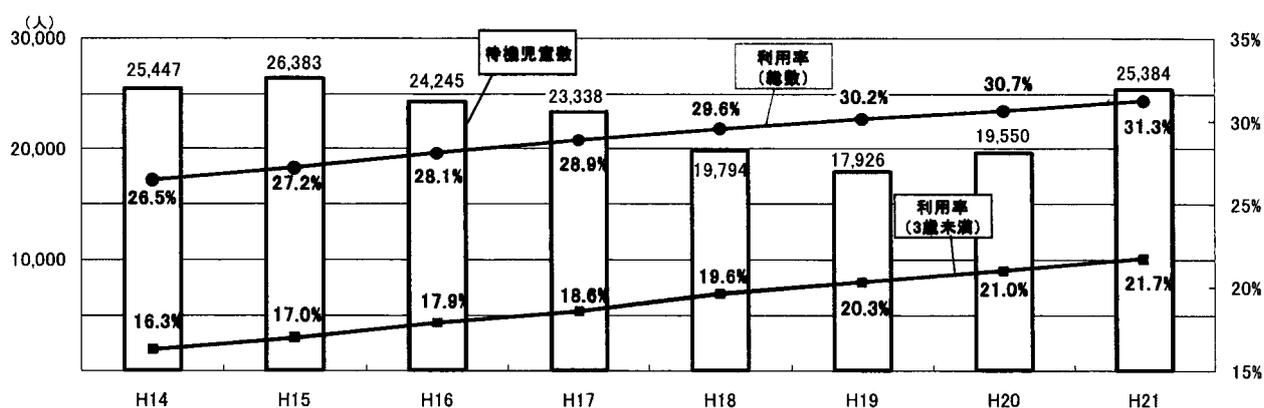
- 保育所定員は、この一年間で、1万1千人増加
平成20年4月の定員は212万1千人であったが、平成21年4月においては1万1千人増加し、213万2千人となった。
- 保育所利用児童(3歳未満児)の割合は、0.7%の増加
平成21年4月の保育所利用児童(3歳未満児)の割合は21.7%で、平成20年4月の21.0%から0.7%増加した。
- 保育所待機児童数は2年続けて増加
平成21年4月の待機児童数は5千834人増加し、2万5千384人となった。
- 特定市区町村は、101市区町村
特定市区町村(※)は、平成20年4月時点で84であったが、平成21年4月時点においては17増加(新たに特定市区町村になったもの24、特定市区町村から外れたもの7)し、101となった。
(※)児童福祉法に基づき、待機児童が50人以上おり、保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画を策定することが義務づけられている市区町村。

1. 保育所利用児童数等の状況

(保育所定員数、利用児童数及び保育所数の推移)



(保育所待機児童数及び保育所利用率の推移)



【表1】 保育所の定員・利用児童数等の状況

	保育所数	定員	利用児童数	定員充足率
平成20年	22,909	2,120,889人	2,022,173人	95.3%
平成21年	22,925	2,132,081人	2,040,974人	95.7%
うち公立	11,008	1,025,938人	901,141人	87.8%
うち私立	11,917	1,106,143人	1,139,833人	103.0%

① 保育所施設数

保育所の施設数は、2万2千925か所で、前年から16か所（0.07%）の増。

② 保育所定員

保育所の定員は、213万2千81人で、前年から1万1千192人（0.5%）の増。

③ 保育所利用児童数

保育所利用児童数は、204万974人で、前年から1万8千801人（0.9%）の増。

883市区町村において利用児童数が約3万4千人増加した一方、834市区町村において利用児童数が約1万5千人の減少。

④ 定員充足率

定員充足率（利用児童数÷定員）は95.7%で、0.4ポイントの増。

【表2】 年齢区分別の保育所利用児童の割合

	21年保育所利用児童の割合	20年保育所利用児童の割合
3歳未満児(0～2歳)	709,399人 (21.7%)	676,590人 (21.0%)
うち0歳児	92,606人 (8.4%)	88,189人 (8.1%)
うち1・2歳児	616,793人 (28.5%)	588,401人 (27.6%)
3歳以上児	1,331,575人 (40.9%)	1,345,583人 (40.0%)
全年齢児計	2,040,974人 (31.3%)	2,022,173人 (30.7%)

（保育所利用児童の割合：当該年齢の保育所利用児童数÷当該年齢の就学前児童数）

【参考】 年齢区分別の就学前児童数

	21年就学前児童数	20年就学前児童数
3歳未満児(0～2歳)	3,263,000人	3,223,000人
うち0歳児	1,101,000人	1,094,000人
うち1・2歳児	2,162,000人	2,129,000人
3歳以上児	3,257,000人	3,362,000人
全年齢児計	6,520,000人	6,585,000人

※人口推計年報（各年10月1日現在）

○ 保育所利用児童割合

就学前児童の保育所利用児童割合（保育所利用児童数÷就学前児童数）は31.3%で、前年の30.7%に比べ0.6%増加している。なお、3歳未満児の保育所利用児童割合は、21.7%で、前年の21.0%に比べ0.7%増加している。

2. 保育所待機児童数の状況

	21年4月1日(A)	20年4月1日(B)	差 引 (A-B)
待機児童数	25,384人	19,550人	5,834人

【表3】年齢区分別の待機児童の割合

	21年利用児童数 (%)	21年待機児童数 (%)
低年齢児(0~2歳)	709,399人 (34.8%)	20,796人 (81.9%)
うち0歳児	92,606人 (4.5%)	3,304人 (13.0%)
うち1・2歳児	616,793人 (30.2%)	17,492人 (68.9%)
3歳以上児	1,331,575人 (65.2%)	4,588人 (18.1%)
全年齢児計	2,040,974人 (100.0%)	25,384人 (100.0%)

○ 年齢区分別待機児童数

低年齢児の待機児童数は全体の81.9%を占める。

そのうち、特に1・2歳児の待機児童数(1万7千492人)が多い。

【表4】待機児童数の多い市区町村数

	市区町村
待機児童数100人以上	62 (52)
待機児童数50人以上100人未満	39 (32)
待機児童数1人以上50人未満	276 (286)
計	377 (370)

()は20年4月1日の数値

○ 待機児童のいる市区町村数

待機児童がいる市区町村数は377(全市区町村の20.9%)で、前年より7の増。

保育計画を策定しなければならない待機児童が50人以上の市区町村は101。

500人以上の待機児童がいる市は、6市(仙台市、世田谷区、横浜市、川崎市、名古屋市及び大阪市)で、前年の4市(仙台市、横浜市、川崎市及び大阪市)と比べ2市の増。

【表5】 都市部とそれ以外の地域の待機児童数

	利用児童数 (%)	待機児童数 (%)
7 都府県・指定都市・中核市	1,052,617人 (51.6%)	20,454人 (80.6%)
その他の道県	988,357人 (48.4%)	4,930人 (19.4%)
全国計	2,040,974人 (100.0%)	25,384人 (100.0%)

○ 都市部の待機児童の状況

都市部の待機児童として、首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（政令指定都市・中核市含む）及びその他の政令指定都市・中核市の合計を見ると2万454人となり、全待機児童の80.6%を占める。

（データ出典）

保育所施設数、保育所定員及び保育所利用児童数

・・・18年以前－社会福祉行政業務報告（厚生労働省統計情報部）

・・・19年以降－福祉行政報告例（概数）（厚生労働省統計情報部）

待機児童数・・・保育所入所待機児童数調査（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ）

就学前児童数・・・平成19・20年人口推計年報（総務省統計局（各年10月1日現在））

(資料1) 受入児童数(利用児童数)が100人以上増加した地方自治体

(平成21年4月1日現在)

	都道府県	市区町村	受入児童増加数 (H21.4.1に おける対前年)		都道府県	市区町村	受入児童増加数 (H21.4.1に おける対前年)
			人				人
1	神奈川県	横浜市	2,403	37	東京都	八王子市	164
2	神奈川県	川崎市	950	38	愛知県	豊田市	162
3	福岡県	福岡市	663	39	三重県	いなべ市	158
4	熊本県	熊本市	489	39	島根県	松江市	158
5	北海道	札幌市	446	41	沖縄県	浦添市	155
6	兵庫県	神戸市	423	42	鹿児島県	鹿児島市	154
7	大阪府	大阪市	418	43	東京都	世田谷区	152
8	宮崎県	日南市	413	44	埼玉県	川口市	149
9	東京都	江東区	394	45	奈良県	生駒市	147
10	新潟県	新潟市	380	46	兵庫県	伊丹市	146
11	大阪府	堺市	362	47	茨城県	牛久市	144
12	宮崎県	宮崎市	357	48	東京都	江戸川区	143
13	千葉県	千葉市	356	49	千葉県	柏市	142
14	京都府	京都市	339	50	千葉県	野田市	141
15	広島県	広島市	330	51	島根県	出雲市	129
16	東京都	品川区	268	52	北海道	旭川市	128
17	静岡県	焼津市	265	53	大阪府	八尾市	125
17	千葉県	船橋市	265	54	東京都	墨田区	123
19	大分県	大分市	262	54	石川県	白山市	123
20	栃木県	真岡市	254	56	埼玉県	草加市	122
21	福島県	福島市	239	56	千葉県	白井市	122
22	埼玉県	さいたま市	233	58	東京都	葛飾区	120
23	広島県	福山市	225	59	広島県	廿日市市	119
24	東京都	練馬区	212	60	東京都	杉並区	115
25	沖縄県	那覇市	203	61	岡山県	美咲町	114
26	千葉県	市川市	197	61	宮崎県	都城市	114
27	埼玉県	越谷市	194	63	滋賀県	草津市	112
28	神奈川県	相模原市	188	64	山梨県	甲府市	111
29	大阪府	茨木市	186	65	群馬県	太田市	110
29	愛知県	名古屋市	186	66	福岡県	粕屋町	109
31	静岡県	浜松市	174	67	東京都	足立区	108
31	滋賀県	大津市	174	68	東京都	板橋区	107
33	茨城県	つくば市	173	68	静岡県	富士市	107
34	大阪府	高槻市	168	70	静岡県	静岡市	105
35	東京都	北区	167	71	広島県	府中市	103
35	静岡県	藤枝市	167	71	宮城県	仙台市	103
					合 計		17,767

(資料2) 市区町村別保育所利用児童数の増減

(平成21年度－平成20年度)

都道府県	利用児童数が増加した市区町村での累計		利用児童数が減少した市区町村での累計		計	利用児童数に変動がない市区町村数	政令指定都市 中核市	利用児童数の増加数		利用児童数の減少数		計		
	人		人					人		人			人	
	市区町村数		市区町村数					市区町村数		市区町村数			市区町村数	
1 北海道	676	72	△ 951	87	△ 275	18	48	札幌市	446			446		
2 青森県	100	7	△ 632	31	△ 532	1	49	仙台市	103			103		
3 岩手県	198	16	△ 189	18	9	0	50	さいたま市	233			233		
4 宮城県	212	22	△ 123	13	89	0	51	千葉市	356			356		
5 秋田県	198	9	△ 207	14	△ 9	1	52	横浜市	2,403			2,403		
6 山形県	323	15	△ 230	17	93	3	53	川崎市	950			950		
7 福島県	407	26	△ 336	26	71	5	54	新潟市	380			380		
8 茨城県	1,134	25	△ 334	18	800	1	55	静岡市		△ 23		△ 23		
9 栃木県	365	19	△ 206	10	159	0	56	浜松市	174			174		
10 群馬県	448	17	△ 234	18	214	2	57	名古屋市	186			186		
11 埼玉県	1,566	46	△ 225	19	1,341	3	58	京都市	339			339		
12 千葉県	1,136	27	△ 344	25	792	1	59	大阪市	418			418		
13 東京都	3,370	48	△ 96	11	3,274	3	60	堺市	362			362		
14 神奈川県	585	20	△ 162	9	423	0	61	神戸市	423			423		
15 新潟県	252	15	△ 156	15	96	0	62	岡山市	91			91		
16 富山県	90	5	△ 277	9	△ 187	0	63	広島市	330			330		
17 石川県	277	10	△ 159	8	118	0	64	北九州市		△ 7		△ 7		
18 福井県	227	10	△ 74	7	153	0	65	福岡市	663			663		
19 山梨県	175	7	△ 337	19	△ 162	2	政令指定都市計		7,857	△ 30		7,827		
20 長野県	305	28	△ 1,148	51	△ 843	0	66	旭川市	128			128		
21 岐阜県	202	12	△ 634	28	△ 432	1	67	函館市		△ 53		△ 53		
22 静岡県	302	16	△ 293	18	9	1	68	青森市		△ 48		△ 48		
23 愛知県	608	23	△ 1,195	32	△ 587	2	69	盛岡市	97			97		
24 三重県	340	12	△ 657	17	△ 317	0	70	秋田市	51			51		
25 滋賀県	228	9	△ 366	16	△ 138	0	71	郡山市	51			51		
26 京都府	502	17	△ 131	8	371	0	72	いわき市	78			78		
27 大阪府	1,000	23	△ 224	15	776	1	73	宇都宮市	39			39		
28 兵庫県	758	25	△ 240	11	518	1	74	前橋市		△ 25		△ 25		
29 奈良県	417	22	△ 195	9	222	7	75	川崎市	57			57		
30 和歌山県	203	13	△ 186	14	17	2	76	船橋市	265			265		
31 鳥取県	162	8	△ 127	10	35	1	77	柏市	142			142		
32 島根県	578	15	△ 40	5	538	1	78	横須賀市	80			80		
33 岡山県	367	10	△ 196	13	171	2	79	相模原市	188			188		
34 広島県	359	6	△ 340	15	19	0	80	富山市	55			55		
35 山口県	184	9	△ 130	8	54	2	81	金沢市	60			60		
36 徳島県	125	10	△ 135	13	△ 10	1	82	長野市		△ 176		△ 176		
37 香川県	120	5	△ 195	11	△ 75	0	83	岐阜市		△ 11		△ 11		
38 愛媛県	102	4	△ 327	15	△ 225	0	84	豊橋市		△ 153		△ 153		
39 高知県	101	12	△ 330	19	△ 229	2	85	豊田市	162			162		
40 福岡県	871	34	△ 535	28	336	1	86	岡崎市		△ 38		△ 38		
41 佐賀県	320	12	△ 163	8	157	0	87	大津市	174			174		
42 長崎県	217	10	△ 131	12	86	0	88	高槻市	168			168		
43 熊本県	611	23	△ 433	22	178	1	89	東大阪市		△ 10		△ 10		
44 大分県	119	7	△ 203	10	△ 84	0	90	姫路市		△ 136		△ 136		
45 宮崎県	352	16	△ 104	6	248	5	91	西宮市	65			65		
46 鹿児島県	522	17	△ 265	23	257	4	92	尼崎市	12			12		
47 沖縄県	735	24	△ 69	9	666	8	93	奈良市	63			63		
都道府県計	22,449	838	△ 14,264	820	8,185	83	94	和歌山市		△ 11		△ 11		
							95	倉敷市	88			88		
							96	福山市	225			225		
							97	下関市	55			55		
							98	高松市	74			74		
							99	松山市	60			60		
							100	高知市		△ 55		△ 55		
							101	久留米市	60			60		
							102	長崎市		△ 12		△ 12		
							103	熊本市	247			247		
							104	大分市	262			262		
							105	宮崎市	357			357		
							106	鹿児島市	154			154		
							中核市計		3,517	△ 728		2,789		
							合計		33,823	△ 15,022		18,801		

*注1 利用児童数は、雇用均等・児童家庭局 保育課 調
*注2 都道府県の数値には、政令指定都市・中核市は含まず
*注3 市区町村の総数は1,800(平成21年4月1日現在)。

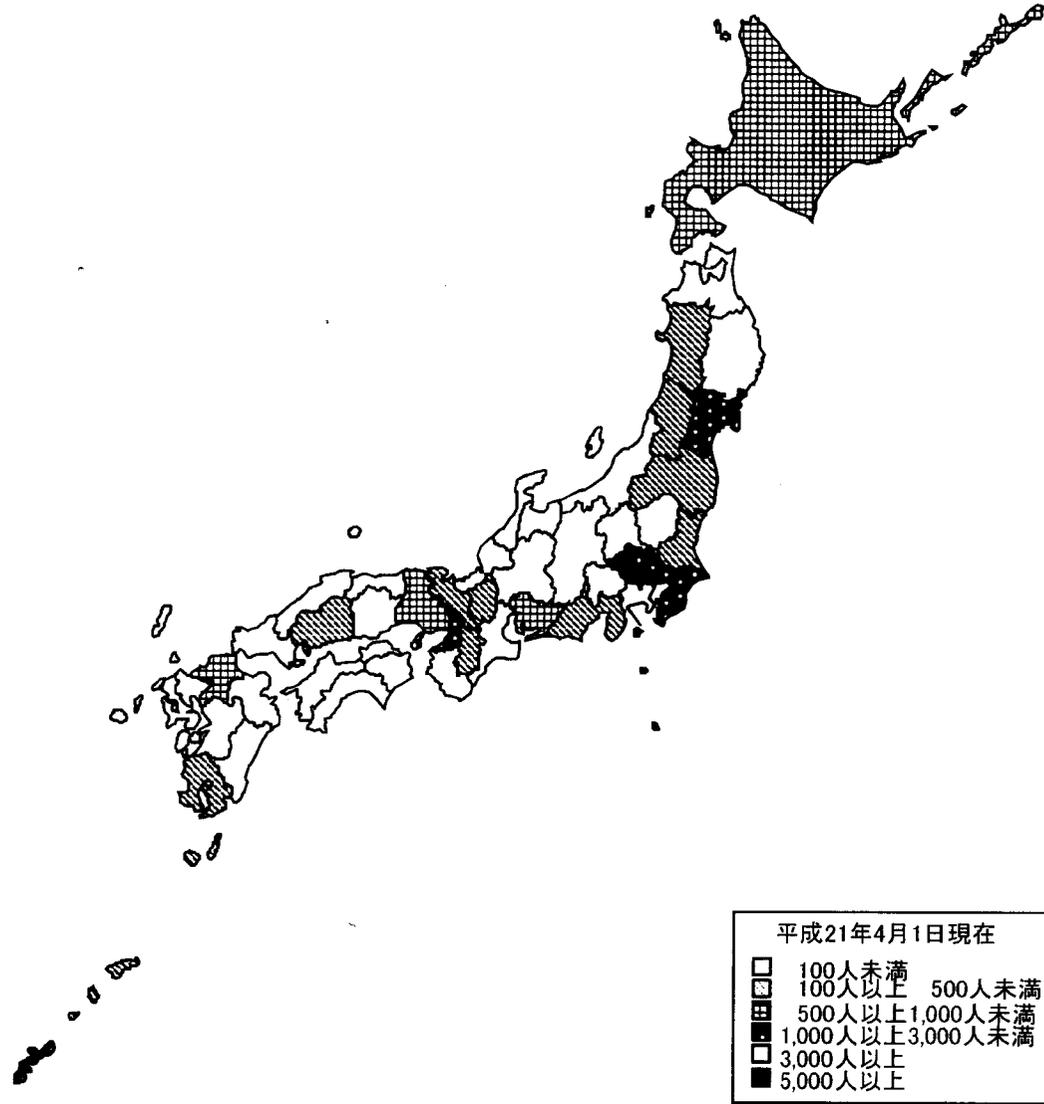
(資料3) 都道府県・政令指定都市・中核市別 保育所待機児童数 集約表

(平成21年4月1日現在)

都道府県	保育所数	定員	利用児童数	待機児童数	政令指定都市 中核市	保育所数	定員	利用児童数	待機児童数
	か所	人	人	人		か所	人	人	人
1 北海道	535	40,083	34,187	58	48 札幌市	193	17,385	18,188	402
2 青森県	384	26,391	25,363	13	49 仙台市	117	10,764	11,597	620
3 岩手県	291	20,662	20,022	62	50 さいたま市	120	10,503	10,922	177
4 宮城県	215	16,074	15,521	511	51 千葉市	99	10,313	10,911	318
5 秋田県	197	17,586	16,789	106	52 横浜市	420	36,871	36,652	1,290
6 山形県	234	20,142	19,534	220	53 川崎市	144	13,605	14,425	713
7 福島県	214	17,506	16,762	192	54 新潟市	203	17,950	18,048	0
8 茨城県	475	42,648	41,943	396	55 静岡市	105	11,505	11,064	28
9 栃木県	278	23,175	22,716	43	56 浜松市	84	8,155	8,631	134
10 群馬県	364	34,850	35,993	28	57 名古屋市	284	32,858	31,869	595
11 埼玉県	740	64,021	63,869	1,159	58 京都市	254	24,400	25,911	180
12 千葉県	534	52,016	48,509	759	59 大阪市	359	41,296	40,836	608
13 東京都	1,705	169,184	167,938	7,939	60 堺市	97	11,763	12,802	345
14 神奈川県	290	28,375	28,798	755	61 神戸市	191	18,908	19,228	483
15 新潟県	494	42,737	37,425	4	62 岡山市	113	12,857	13,100	0
16 富山県	223	20,595	18,749	0	63 広島市	161	20,705	19,974	90
17 石川県	259	27,294	23,309	0	64 北九州市	157	15,814	15,270	0
18 福井県	272	25,050	23,796	0	65 福岡市	172	23,755	25,049	473
19 山梨県	238	21,208	19,241	0	政令指定都市計	3,273	339,407	344,477	6,456
20 長野県	514	51,963	43,581	0	66 旭川市	54	4,034	4,472	222
21 岐阜県	385	40,557	34,342	3	67 函館市	49	3,820	3,344	0
22 静岡県	319	31,305	30,197	202	68 青森市	87	5,680	6,068	15
23 愛知県	732	91,467	76,072	162	69 盛岡市	52	4,835	5,009	33
24 三重県	429	39,786	36,049	73	70 秋田市	45	3,910	3,952	155
25 滋賀県	203	20,894	19,624	316	71 郡山市	38	3,060	3,350	0
26 京都府	233	25,406	22,891	98	72 いわき市	62	5,830	5,399	0
27 大阪府	620	65,996	66,701	447	73 宇都宮市	71	6,225	6,746	33
28 兵庫県	464	38,950	37,522	168	74 前橋市	58	5,595	5,630	0
29 奈良県	147	17,486	15,568	50	75 川越市	33	2,655	2,735	173
30 和歌山県	165	16,439	12,919	22	76 船橋市	59	6,819	7,133	94
31 鳥取県	193	16,960	15,725	0	77 柏市	33	3,726	3,693	122
32 島根県	275	19,575	19,294	97	78 横須賀市	40	3,690	3,794	48
33 岡山県	196	16,205	15,144	55	79 相模原市	67	7,558	7,762	439
34 広島県	320	25,874	22,003	23	80 富山市	86	10,035	9,458	0
35 山口県	253	20,360	18,849	13	81 金沢市	111	11,250	11,237	0
36 徳島県	214	15,765	13,580	30	82 長野市	86	8,375	7,899	0
37 香川県	134	12,390	10,967	0	83 岐阜市	48	5,285	4,585	0
38 愛媛県	263	20,297	17,009	0	84 豊橋市	55	8,320	8,391	0
39 高知県	181	12,860	10,146	0	85 豊田市	59	8,810	5,601	21
40 福岡県	482	46,552	45,061	169	86 岡崎市	53	7,565	6,405	0
41 佐賀県	216	19,855	19,341	0	87 大津市	44	4,728	5,096	95
42 長崎県	334	23,125	22,086	24	88 高槻市	38	4,130	4,520	78
43 熊本県	450	31,840	31,738	86	89 東大阪市	58	6,206	6,831	246
44 大分県	216	14,245	13,833	0	90 姫路市	85	9,797	9,506	26
45 宮崎県	289	19,306	18,635	0	91 西宮市	49	4,290	4,822	223
46 鹿児島県	361	22,754	23,157	84	92 尼崎市	81	6,084	6,054	5
47 沖縄県	369	29,888	32,087	1,888	93 奈良市	44	5,825	4,844	65
都道府県計	16,899	1,517,697	1,424,585	16,255	94 和歌山市	59	7,135	6,105	0
					95 倉敷市	87	9,935	10,338	41
					96 福山市	119	11,431	11,056	0
					97 下関市	56	5,275	4,875	10
					98 高松市	73	8,124	8,094	0
					99 松山市	60	5,675	5,675	45
					100 高知市	86	9,305	8,993	43
					101 久留米市	66	7,180	6,760	2
					102 長崎市	99	7,905	7,858	70
					103 熊本市	135	12,760	13,402	7
					104 大分市	64	6,096	6,559	3
					105 宮崎市	110	8,045	8,976	0
					106 鹿児島市	94	7,974	8,885	359
					中核市計	2,753	274,977	271,912	2,673
					合計	22,925	2,132,081	2,040,974	25,384

* 都道府県の数値には、政令指定都市・中核市は含まず。

(資料4) 21/4/1 全国待機児童マップ (都道府県別)



平成21年4月1日現在

□	100人未満	(26)
▨	100人以上 500人未満	(10)
▩	500人以上1,000人未満	(4)
■	1,000人以上3,000人未満	(5)
■	3,000人以上	(1)
■	5,000人以上	(1)

都道府県	待機児童数
	人
北海道	682
青森県	28
岩手県	95
宮城県	1,131
秋田県	261
山形県	220
福島県	192
茨城県	396
栃木県	76
群馬県	28
埼玉県	1,509
千葉県	1,293
東京都	7,939
神奈川県	3,245
新潟県	4
富山県	0
石川県	0
福井県	0
山梨県	0
長野県	0
岐阜県	3
静岡県	364
愛知県	778
三重県	73
滋賀県	411
京都府	278
大阪府	1,724
兵庫県	905
奈良県	115
和歌山県	22
鳥取県	0
島根県	97
岡山県	96
広島県	113
山口県	23
徳島県	30
香川県	0
愛媛県	45
高知県	43
福岡県	644
佐賀県	0
長崎県	94
熊本県	93
大分県	3
宮崎県	0
鹿児島県	443
沖縄県	1,888
計	25,384

※ 各道府県には政令指定都市・中核市を含む。

(資料5) 保育計画を策定する市区町村(50人以上)

(平成21年4月1日現在)

	都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減		都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減
			人					人	
1	神奈川県	横浜市	1290	583	63	東京都	稲城市	99	52
2	神奈川県	川崎市	713	130	64	千葉県	浦安市	96	△ 6
3	宮城県	仙台市	620	△ 120	64	東京都	小平市	96	39
4	東京都	世田谷区	613	278	64	東京都	東久留米市	96	28
5	大阪府	大阪市	608	△ 88	64	沖縄県	読谷村	96	7
6	愛知県	名古屋市	595	167	68	滋賀県	大津市	95	△ 1
7	兵庫県	神戸市	483	△ 4	69	千葉県	船橋市	94	43
8	東京都	板橋区	481	245	70	東京都	立川市	93	△ 33
9	福岡県	福岡市	473	170	70	沖縄県	南城市	93	38
10	東京都	八王子市	453	122	72	広島県	広島市	90	53
11	神奈川県	相模原市	439	134	73	東京都	北区	88	39
12	東京都	練馬区	429	175	73	神奈川県	大和市	88	42
13	東京都	足立区	418	213	73	沖縄県	西原町	88	46
14	東京都	町田市	417	183	76	東京都	文京区	86	△ 38
15	北海道	札幌市	402	131	77	大阪府	吹田市	84	1
16	鹿児島県	鹿児島市	359	163	78	東京都	東大和市	82	38
17	大阪府	堺市	345	34	79	東京都	武蔵野市	79	5
18	千葉県	千葉市	318	△ 17	80	東京都	渋谷区	78	49
19	東京都	大田区	314	72	80	大阪府	高槻市	78	2
20	東京都	江東区	312	93	82	京都府	宇治市	77	32
21	東京都	府中市	301	113	83	茨城県	ひたちなか市	76	76
22	東京都	港区	263	95	83	埼玉県	新座市	76	△ 22
23	大阪府	東大阪市	246	90	85	東京都	狛江市	75	34
24	東京都	江戸川区	238	36	86	熊本県	合志市	71	59
25	沖縄県	宜野湾市	235	△ 4	87	東京都	新宿区	70	10
26	千葉県	市川市	227	84	87	長崎県	長崎市	70	△ 4
27	沖縄県	沖縄市	223	△ 33	89	宮城県	富谷町	66	19
27	兵庫県	西宮市	223	89	90	奈良県	奈良市	65	△ 61
29	北海道	旭川市	222	△ 1	91	埼玉県	和光市	64	35
30	東京都	調布市	221	17	92	千葉県	流山市	63	15
31	東京都	墨田区	218	31	93	東京都	葛飾区	62	14
32	沖縄県	那覇市	203	△ 27	93	兵庫県	宝塚市	62	4
33	山形県	山形市	198	△ 1	93	島根県	松江市	62	14
34	沖縄県	浦添市	197	△ 37	96	沖縄県	北谷町	61	△ 8
35	東京都	三鷹市	192	58	97	東京都	武蔵村山市	57	△ 3
36	東京都	中野区	190	46	97	滋賀県	長浜市	57	11
37	京都府	京都市	180	81	99	埼玉県	上尾市	56	22
38	埼玉県	さいたま市	177	△ 42	100	埼玉県	春日部市	54	17
39	東京都	多摩市	176	64	101	滋賀県	甲賀市	51	40
40	沖縄県	糸満市	174	50					
41	埼玉県	川越市	173	65		50人～99人 小計		2,994	708
42	秋田県	秋田市	155	33		50人～99人、100人以上 合計		20,280	4,990
43	東京都	東村山市	147	26					
44	東京都	目黒区	144	38					
44	神奈川県	藤沢市	144	106					
46	神奈川県	茅ヶ崎市	143	42					
47	茨城県	水戸市	140	83					
48	東京都	杉並区	137	49					
49	東京都	日野市	136	38					
50	東京都	西東京市	134	△ 18					
51	静岡県	浜松市	134	39					
52	埼玉県	所沢市	132	44					
53	東京都	中央区	132	83					
54	沖縄県	うるま市	127	△ 13					
55	埼玉県	川口市	123	53					
55	東京都	品川区	123	8					
57	東京都	豊島区	122	64					
57	千葉県	柏市	122	79					
59	東京都	小金井市	117	30					
60	千葉県	市原市	114	66					
61	東京都	国分寺市	101	31					
62	宮城県	大崎市	100	△ 37					
	100人以上 小計		17,286	4,282					

(資料6) 保育所待機児童数100人以上増減のあった地方自治体

1. 待機児童数が100人以上減少した市区町村

	都道府県	市区町村	H21.4.1 待機児童数	H20.4.1 待機児童数	減少
1	宮城県	仙台市	620	740	△ 120

2. 待機児童数が100人以上増加した市区町村

	都道府県	市区町村	H21.4.1	H20.4.1	増加
			待機児童数	待機児童数	
1	神奈川県	横浜市	1290	707	583
2	東京都	世田谷区	613	335	278
3	東京都	板橋区	481	236	245
4	東京都	足立区	418	205	213
5	東京都	町田市	417	234	183
6	東京都	練馬区	429	254	175
7	福岡県	福岡市	473	303	170
8	愛知県	名古屋市	595	428	167
9	鹿児島県	鹿児島市	359	196	163
10	神奈川県	相模原市	439	305	134
11	北海道	札幌市	402	271	131
12	神奈川県	川崎市	713	583	130
13	東京都	八王子市	453	331	122
14	東京都	府中市	301	188	113
15	神奈川県	藤沢市	144	38	106

機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業 研究結果の概要

平成21年3月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

1. 調査研究事業の目的と方法

日本では、認可保育所は児童福祉法のもとに、児童福祉施設最低基準（以下「最低基準」）にもとづき整備する必要があるが、その最低基準に示された保育所の施設設備基準は昭和23年に制定された後、60年を経過した今までほとんど改正されていない。一方、社会経済の発展とともに国民生活はこの60年で大きく変化し、子どもや保護者の生活環境や家族機能・労働形態などは多様になっている。保育所はこうした変化に対応し、利用する子どもや保護者のニーズ、特に利用時間（保育時間）の長時間化、子どもの発達を保障するための保育内容の充実などに取り組んできているが、こうした変化とともに保育の充実を図るための最低基準の改善に向けた見直しの必要性が指摘されてきた。

本研究は、こうした背景を踏まえ時代の変化に応じた保育の提供のために必要な環境、設備基準について検討したものである。検討に際しては、これまでの最低基準の考え方、つまり、保育の設備を「乳児室」「ほふく室」等の部屋の面積等の構造基準から規定するだけでなく、乳幼児の発達と生活の営みと教育の場、保護者支援の場として保育所を捉え、そこで必要とされる保育所保育指針にもとづく保育を行うために最低限必要な施設設備基準等を明らかにすることを目的として実施した。

本研究は以上の目的を果たすため、以下の調査を行った。

(1) 海外文献調査

6か国、13地域を対象に、保育所の設置に関する海外文献調査を行った。

(2) アンケート調査

全国の認可保育所4,097か所と東京都の認証保育所55か所を対象に「保育所の物的環境と保育の実態に関するアンケート調査」を実施した。（有効回答数1,738件）

(3) 現地視察・ヒアリング調査

17か所の保育所を対象に、施設や空間の利用実態に関する現地調査および施設長へのヒアリング調査を実施した。

(4) 現地観察調査

保育所の設置に関する面積基準等を検討するため、5か所の保育所を選定し、「食事」「午睡」「あそび」の各場面における子どもと保育士の行動についての観察調査を実施した。

委員会においては、これらの調査結果の分析を行うとともに、平成21年4月から施行される「保育所保育指針」にもとづき、「保育所保育指針」で求められる保育所の役割を果たすために、どのような環境を必要としているか考察を行い、ガイドラインを作成した。

2. 保育所の機能と空間・環境のガイドライン

保育所は保育所保育指針にもとづき子どもの最善の利益を保障するために、一人ひとりの子どもに応じた保育（養護と教育の一体的提供）を行うこととされている。

本研究事業では、保育所の保育内容を定めている保育所保育指針（平成20年3月厚生労働省告示、平成21年4月施行）が示している保育を実現するための保育所の環境について、以下の枠組みで整理

した。また、あわせて、子どもと保護者等へ保育所の機能を提供するために必要な空間・環境の指標を「ガイドライン」としてまとめ、ガイドラインを現場で活用するための参考事例集を示した。

このガイドラインは、保育所を設計する建築士等作り手はもとより、保育所の事業者および現場で保育を担う保育士等を対象として、保育の質を高めるために作成した。その視点は主に次の3点とした。

- A. 建築士等が、保育所を設計する際に、保育の基本的あり方と保育所が提供する機能を理解するとともに、当該機能を果たすために必要な環境・空間について知識を得、設計に活かすための指標。
- B. 保育所事業者および保育士等現場職員が、保育所が提供する機能を理解し、保育の実施にあたってさまざまな空間の設定を行う際の設定方法について知識を得、活かすための指標。
- C. 自治体、建築設計者、保育事業者、および保育士等現場職員が、保育所が提供する機能を理解し、保育所の新築、改築、建て替え等の際に、お互いに共通認識を持ち、保育方針と合わせた保育所のデザインを行うためのコミュニケーションツールとしての指標。

＜機能別にみる環境・空間の設え ガイドライン（構成）＞

I. 登園・降園のための機能.

1. 登園・降園

II. 子どもの生活・あそびのための機能

「生活行為」

2. 食事
3. 睡眠・休息

4. 排泄

「あそび」

5. 屋内あそび

6. 屋外あそび

「障害のある子どものための環境」

7. 障害のある子どものための環境

III. 保護者支援のための機能

8. 保護者支援

IV. 地域の中で果たすべき機能

9. 地域における子育て支援
10. 社会的役割としての保育所

V. 保育所運営のための機能

11. 保育所運営のための空間

VI. 共通事項

12. 安全・衛生
13. 光・空気・音環境

3. 「保育における食寝分離」を実現する環境・空間について

本研究では、海外文献調査やアンケート調査の結果を踏まえ、また視察調査、観察調査をもとに、乳幼児の生活・活動を支えるための保育所機能に対応する保育環境・空間について検討を行った。保育所保育指針には、「乳幼児は、その発達には個人差が大きく、食事の場面も含めて、一人ひとりの発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行うことが重要である」と規定されている。このことを基本にすえて、子ども一人ひとりの発達過程や心身の状態にあわせることが大切な食事と午睡の行為に着目し、この2つの行為については他者に行為が中断されないような環境、つまり「保育における食寝分離」が必要であると考えた。この食寝分離の考え方は、戦後の日本の住宅計画の基本概念と位置付けられて、小規模住宅において推進されてきた考え方であり、保育環境について、応用するものである。

本研究で実施した観察調査においても、食事から午睡にかけての一連の生活の流れがスムーズに行われることの重要性が確認され、「子どもが食事の最中に移動させられることなどは避けるべきであること」、「布団を用意する際に非常に多くの粉じん量が測定されたこと」などの課題を勘案し、食事の場と午睡の場を分ける「保育における食寝分離」を基本とすることとした。

このことは、本研究で実施したアンケート調査でも、「昼食～着替え～午睡～着替え～補食」と連続する保育の時間が、保育所で過ごす時間の約 1/3 を示しており、一日の生活を構成する重要な要素であることが明らかになっていることにもとづくものである。(図 1)。

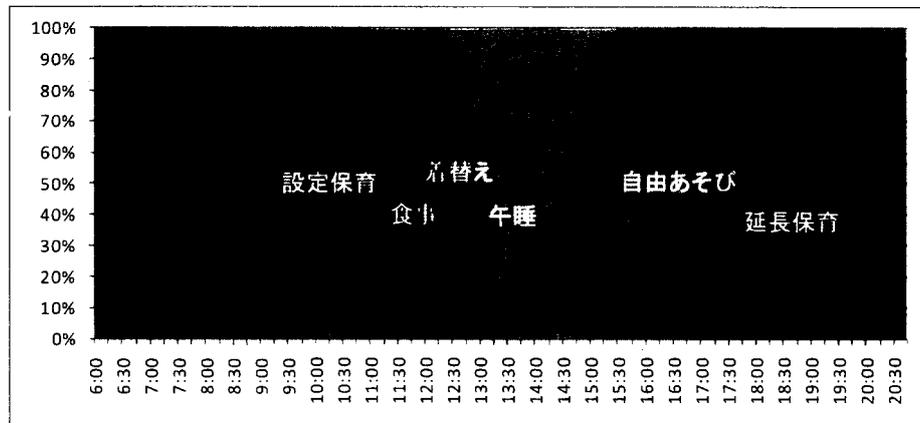


図 1 3歳以上児の保育スケジュール (n=1423)

【現行の面積基準以上の面積が必要】

面積基準については、観察調査により得られた保育実践の行為や集団規模における活動や、建築設計資料集成¹にもとづくデータを踏まえて、「動作空間」と「単位空間」という建築設計の考え方で単位となる面積を算出し、観察調査等により空間の必要性を確認したうえで、次の条件で算出した。

- (1) 具体的な面積を算出できる場合には、その面積
- (2) 具体的な面積を算出が困難な場合には、原則²として調査結果の平均値の面積

「動作空間」とは

特定の生活およびあそびの行為に関して、子どもや保育士が無理なく動くために必要とする空間であり、その行為に必要な家具や道具を置くための空間を含む。通常、曲線で囲まれた空間としてあらわされる(図 2)。ただし、面積の算定は、動作空間に外接する方形の面積とする。

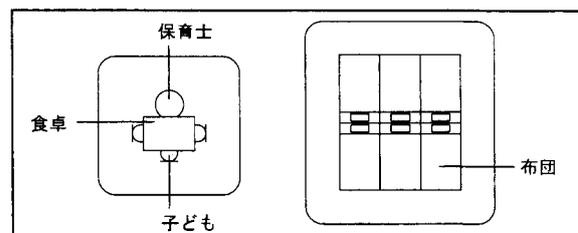


図 2 動作空間

「単位空間」とは

特定の生活およびあそびの行為に関する動作空間が単独でまたは複合して構成される空間に外接する方形であり、保育所において、まとまった生活行為を可能にする空間をいう(図 3)。

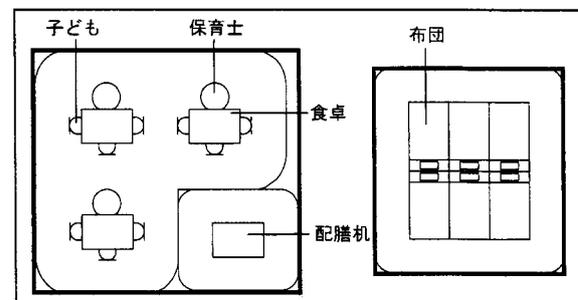


図 3 単位空間

¹建築設計の実務において利用されている、通路や寝具等の具体的な設計に必要なデータ集

²子どもの人体寸法にかかわるものは最大値を採用する

この考えのもと、導き出された面積基準は次のとおりである。1人あたりの模式図を用いて説明する。

1 2歳未満児の保育のために必要な単位空間について

(1) 食事のための単位空間面積：約 1.68 m²/人

- ・ 食事の動作空間面積：約 1.45 m²/人 (図 4)
- ・ 配膳の動作空間面積：約 0.23 m²/人
(観察調査等より計測)

(2) 午睡の単位空間面積：約 2.43 m²/人

- ・ 午睡の動作空間面積：約 1.23 m²/人 (図 5)
- ・ 移行の動作空間面積：約 1.20 m²/人
(観察調査等より計測)

※「午睡の単位空間」は、布団の場合とベビーベッドの場合が考えられるが、ベビーベッドの場合は家具が占有し、ほふくのための空間が狭小となるため、布団の場合よりも広い「ほふくのための単位空間」が必要となる。具体的に「ほふくのための単位空間」が算出されていないため、布団の場合の面積基準を採用している。

以上より、2歳未満児に必要な面積基準は、

4.11 m²/人以上とする。

ただし、この面積にはほふくやあそびのために必要な空間が含まれておらず、この面積に加算して考えることが必要である。

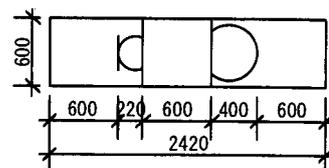


図4 食事の動作空間
(机、幼児、保育士等の空間からなる)

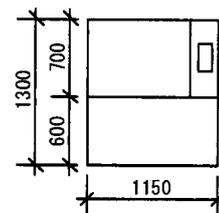


図5 午睡の動作空間
(布団、移動等の空間からなる)

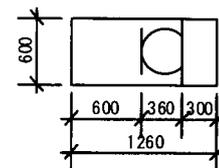


図6 食事の動作空間
(机、幼児、保育士等の空間からなる)

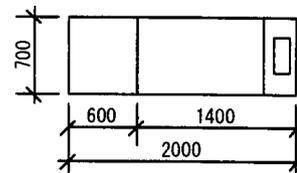


図7 午睡の単位空間
(布団、移動等の空間からなる)

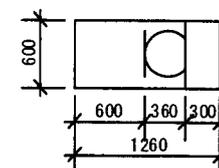


図8 あそびの動作空間 (机)

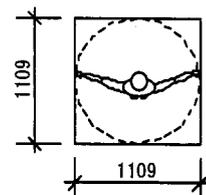


図9 あそびの動作空間 (床)

2 2歳以上児の保育のために必要な単位空間について

(1) 食事のための単位空間面積：約 1.03 m²/人

- ・ 食事の動作空間面積：約 0.76 m²/人 (図 6)
- ・ 配膳の動作空間面積：約 0.27 m²/人
(観察調査等から計測)

(2) 午睡のための単位空間面積：約 1.40 m²/人

- ・ 午睡の動作空間面積：約 1.40 m²/人 (図 7)

(3) あそびのための単位空間面積：約 1.99 m²/人

- ・ 工作など、机を使用したあそびの動作空間面積：
約 0.76 m²/人 (図 8)
- ・ 積み木など、床を使用したあそびの動作空間面積：
約 1.23 m²/人 (図 9)

以上より、「あそび」の際に「食事」と「午睡」の空間を利用できることを勘案して、2歳以上児に必要な面積基準は、

2.43 m²/人以上とする。ただし、「食事」や「午睡」の専用室を設け、「あそび」の際に「食事」と「午睡」の空間を利用しない場合には、「あそび」の空間 (1.99 m²/人) とともに、必要な「食事」の空間 (1.03 m²/人) または「午睡」の空間 (1.40 m²/人) を確保することが必要である。

【保護者支援のスペースの確保】

保育所保育指針においてこれまで以上に明確に位置づけられた保護者支援の機能を果たすためには、相談室の設置が重要である。相談室の設置は現在、約 1/3 にとどまっており、3/4 は独立した相談室が整備されていない(図 10)。保護者や家庭状況もさまざまになってきており、保育所がプライバシーに配慮し相談・支援をするための空間の確保が必要である。

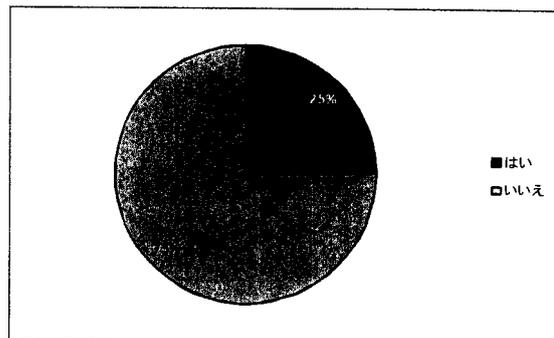


図 10 独立した相談室の設置状況 (n=1596)

【最低基準について】

この研究で示した最低基準としての面積基準は、その言葉どおり「順守しなければならない最も低い基準」として検討した結果である。実際の整備にあたっては、子どもの発達保障の観点から地方自治体等の努力等により、より充実した環境を提供することが望まれる。例えば、降雪などで冬の屋外遊戯が難しい地域では、遊戯室など保育に必要な面積を遊戯室等の面積として上乗せして確保するなど、地域状況を勘案した対応に期待したい。さらに、今回の研究では明らかにできなかった「ほふく」や「あそび」のための空間確保も重要であり、保育所として望ましい面積は今後の研究によりさらに付加される必要があると考えている。

今回の調査結果からみると、現在の最低基準は、保育を行うことが不可能という状況ではないものの、「食寝分離」などさまざまな課題がある。したがって、現在の面積基準をさらに切り下げることは、切り下げられるような仕組みを導入することは、一人ひとりの子どもの発達に応じた保育をさらに困難とするものであり、検討を行う場合は、少なくとも、現行の最低基準以上のものとなる方向で行うことが重要である。

また、本研究事業で示した面積基準等については、現在の保育所の収容能力や、国や地方自治体の財政状況などの事情も含めて国でも議論し、現在の最低基準とともに最終的な扱いを決めるべきである。

4. アンケート調査の結果概要

保育所の物的環境および保育内容の実態を把握するため、全国の保育所等から無作為抽出した認可保育所 4,097 か所、東京都認証保育所 55 か所を対象にアンケート調査を行った。

【子ども 1 人当たりの面積の実態】

乳児クラスの 1 人あたり面積は、ほとんどの施設で現行最低基準に示された 3.3 m²を超え、多くの保育所で 4.95 m²(3.3 m²+1.65 m²)の空間が確保されている状況であった(図 11)。

一方、4～5 歳児クラスの 1 人あたり面積は、2～2.1 m²が最も多く、最低基準である 1.98 m²をかなり超えて確保している状況にあった(図 12)。

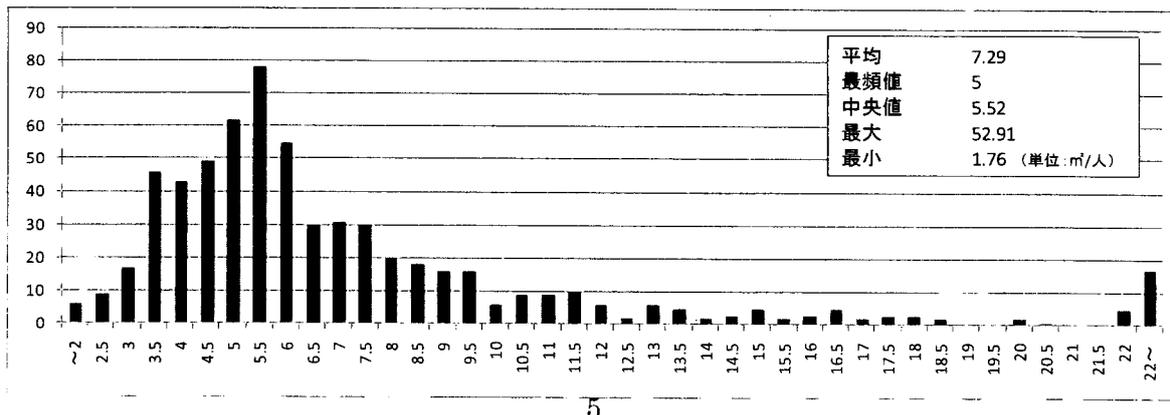


図 11 乳児保育室 1 人あたり面積 (n=634)

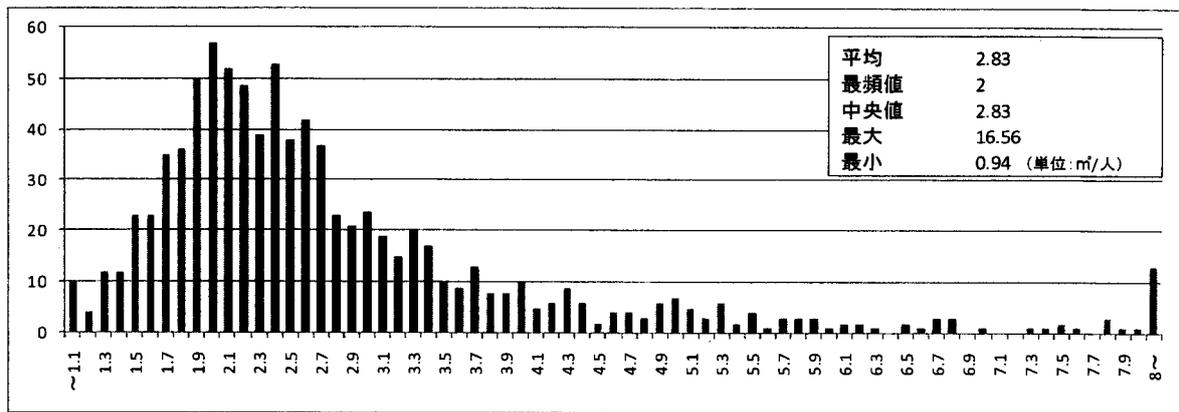


図12 5歳児保育室1人あたり面積 (n=890)

【食寝分離の状況】

また、乳児保育室においては、食寝同室の割合が全体の3/4を占めており、そのうち、2/3以上は食事と午睡が重ならない空間を確保できている(図13)。一方、3歳以上児保育室では、食事と午睡を同室で行っている場合は全体のおよそ6割であり、そのうちの7~8割は食事のセッティングを片付けて午睡の準備をしているということが明らかになった。

食寝を同室で行っている場合と専用の食事室を設置している場合の比較では、専用の食事室を設置している場合には、「調理室の様子を見ることができる」や「配膳や後片付けへの参加状況」が食事室なしの場合に比べて高い割合を示した(表1)。

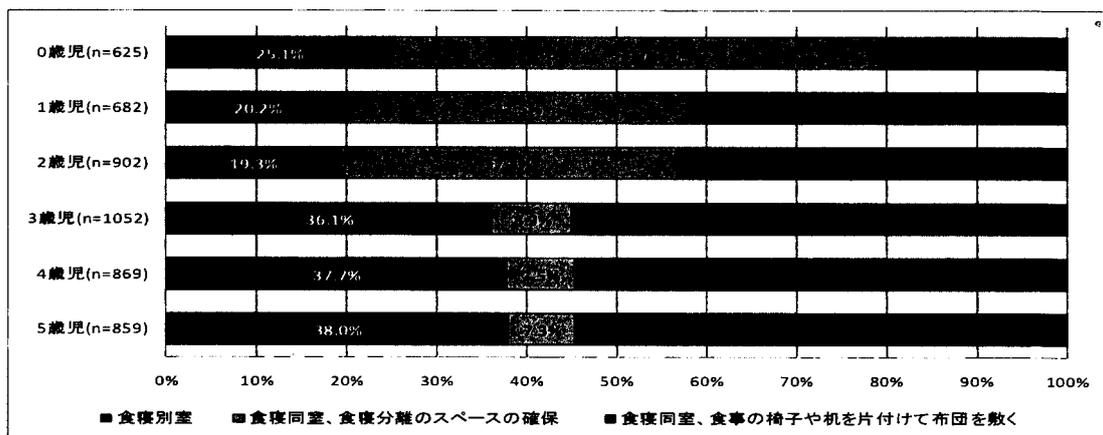


図13 年齢別保育室における食寝分離の状況

午睡については、食事室の有無よりも、食事と午睡の場が別であるか同じであるかで差が表れた(表1)。「子どもの布団を保育士が歩ける程度の間を空けて並べることができる」では、食事室がある場合では、86.2%と最も高い割合を示し、食事室がなく食寝を同室で行っている場合より約15%高くなっている。「午睡をしない子どもが過ごせる場所がある」については、食事室がなく、食寝別室の場合が最も高い割合を示し、82.4%である。一方、食事室がなく食寝同室の場合では61.7%となり、20%ほどの差が見られる。「午睡時以外でも子どもが眠れる場所がある」についても、食事室がある場合および食事室はないが食寝別室の場合は60%程度であるが、食事室がなく食寝同室の場合は47.7%にとどまっている。また、食事室があるとあそびのコーナーを多様にセッティングできることが確認され、幼児のあそびにも影響があることが認められた。

保育所の現状としては、0歳児クラス室は「ほふく室」+「乳児室」の広さを確保している保育所が多い一方、2歳以上児の保育室については最低基準ぎりぎりの面積しか確保できず、セッティングを変えることにより限られた空間でどうにか保育をしていると推察した。このことから、専用室が確保されていること、特に、専用の食事室を設けることができている場合には、子ども一人ひとりにあわせた保育を提供しやすい環境にあることを確認できる結果となった。

	空間・設備に関わる保育内容	食事室あり (n=123)	食事室なし、 食寝別室 (n=470)	食事室なし、 食寝同室 (n=777)	
食事、食育	子どもが調理室の様子を見ることができる	78.9%	75.1%	75.7%	
	子どもが配膳や後片付けに参加している	96.7%	91.1%	93.4%	
	子どもが食について学ぶミニキッチンなどの設備がある	22.0%	10.6%	10.7%	**
午睡	子どもの布団を保育士が歩ける程度の間を空けて並べることができる	86.2%	78.0%	70.4%	**
	午睡をしない子どもが過ごせる場所がある	78.9%	82.4%	61.7%	**
	午睡時以外でも子どもが眠れる場所がある	62.4%	60.6%	47.7%	**

表1 食事室設置による保育内容への影響 (**:1%有意)

5. 海外文献調査の結果概要

【諸外国と比較して低い日本の最低基準】

保育所の設備基準の考え方の参考とするため、アメリカ、イングランド、フランス、ドイツ、スウェーデン、ニュージーランドの6か国について、保育所の施設基準を調査した。その際、その国の基準と地方の基準の状況、保育者1人あたりの児童数等の配置基準について調査を行った。この結果、日本の子ども1人あたり面積基準が諸外国と比較して低い水準にあることがわかった。

また、日本は、面積基準が低いことに加え、対象面積に廊下や可動式の収納設備の置いてある床面積を除外する記載がないため、これらの床面積を差し引くと子どもの実際の活動スペースは、必ずしも最低基準に規定されている面積が確保されていないという課題も見えた。

ニュージーランドの面積基準では、「通路、トイレ設備、職員室、2歳未満児用の特別な午睡室、その他子どものあそびに使わない区域を含まない」と明確に規定している等、諸外国においては子どもの活動スペースを明確に規定している国もある。今後、必要とされる環境整備にあつては、まずは廊下や可動式の収納等を保育室や乳児室・ほふく室の面積に含めないことが求められる。そのことによって、保育室、乳児室、ほふく室の最低基準面積として本来、子どもの活動を支えるために必要な一定基準以上の面積を確保すべきである。(図14)

また、今回の調査では、保育活動の機能面から、職員配置基準とグループ規模についても各国の状況を比較した。その結果、日本は諸外国と比較して職員の配置基準は低く、特にグループ規模が大きいということがわかった。日本では子どもの人数のグループ規模については規定されていないが、諸外国では「3歳未満児については最大6名、3歳以上児については最大13名」等と小規模なグループ化が規定されており、大きいグループでも15名程度となっている。保育所保育指針にもとづき子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな保育を提供するためには、グループの小規模化が必要であり、職員配置基準のあり方を保育実践に照らしながら改善していくことが今後の検討課題である。

さらに、基準の位置づけが推奨基準とされても、ほとんどの保育所がその水準をクリアする基本的基準になっていることも認められ、基準を下回らない仕組みとなっている。日本でも認可外保育施設が基本となる水準を満たして認可が受けられるように進める必要がある。

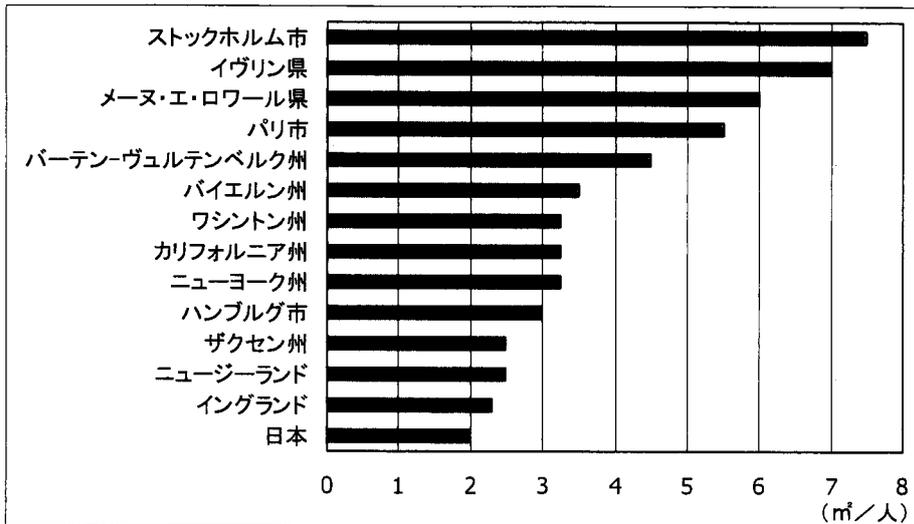


図 14 3歳以上児1人あたり面積基準の国際比較

(注) 日本は「保育室又は遊戯室」の面積 (以下同様)。

6. 調査研究委員会

本調査研究の委員は「保育」の専門家、保育事業者、保育実践者、子どもの環境のづくり手である住居・建築学の研究者、建築家、行政職員により構成し、多様な側面から検討を行った。保育所の最低基準である児童福祉施設最低基準は、その時代の変化とともに社会的使命や社会的環境にあわせ随時、見直しをすることが必要である。子どもの育ちを支える保育所が、本当に子ども一人ひとりの発達過程に応じた保育を提供するために、環境面の改善が必要であり、あわせて保育士等の配置基準の見直しやグループの小規模化等も求められる。

今後も引き続き、保育所保育指針にある保育の質を高めるために、「子どもの育ちを支えていくための環境」について検討を重ね、子どもの育ちを保障する保育所の改善を具体化していくことが不可欠である。

■委員会委員構成		(50音順・敬称略)	◎ 委員長	* 幹事会委員
◎ 定行	まり子*	日本女子大学教授	◎	*
	安梅 勅江	筑波大学大学院教授		
	市原 勝彦	三鷹市健康福祉部子育て支援室室長		
	大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院教授		
	金子 恵美 *	日本社会事業大学准教授		*
	菊池 繁信	吹田みどり福祉会理事長		
	清水 正明	福井市総務部政策調整室室長		
	普光院 亜紀	保育園を考える親の会代表		
	藤木 隆男	藤木隆男建築研究所主宰		*
	藤森 平司 *	新宿せいが保育園園長		*
	三上 智代	本福寺保育園園長		

少子化対策特別部会保育第一専門委員会における議論の前提に関する意見

2009年9月 柏女 壺峰

このたび、標記専門委員会に加わらせていただくに当たり、本専門委員会及び第二専門委員会の議論の前提として、少子化対策特別部会本体等において議論していただくことが必要と考えられる事項について以下のとおり簡潔に意見を提出しますので、ご検討方よろしくお願いいたします。

1. 財源の議論について

子育て支援施策が全体として進展しない要因の一つに、財源におけるトレードオフ関係があります。たとえば、育児休業、短時間勤務、看護休暇が進展すれば、乳児保育、延長保育、病児保育の必要性が減少するなど、ワークライフバランスと保育サービスとは基本的にトレードオフ関係にあると考えられますが、この両者の財源が、前者は事業主拠出金、後者が税に主として依存しているため、両施策の縮小均衡が続いています。この是正を図ることが必要です。これに関しては、平成15年の厚労省研究会報告「社会連帯による次世代育成支援に向けて」が具体的提案を提示しています。

2. 幼児教育の無償化に関する議論について

このたび文部科学省の研究会が取りまとめた幼児教育の無償に関する中間報告は、認可保育所や認可外保育所、障害児関係施設・事業に通所する乳幼児の費用の無償化については、少子化対策特別部会や障害児福祉関係部局において論議すべき事項と整理しています。したがって、それらに対する検討と意見の集約が必要です。

3. 公的保育を受ける地位の考え方に関する議論

公的保育を受ける地位に関する議論は、子育ては誰が行うのかという本質的議論であり、子育ての自助、共助、公助の組合せと財源がセットとなった議論となります。また、「地位」は権利であるとともに義務でもあり、与えられた義務を子どものために行使しない場合の対応や返上等についての取り決めが必要とされます。こうした本質的議論は、少なくとも、保育第一専門委員会でも行われることが必要です。

5. 子育て支援コーディネーター、子育て支援プランの可能性に関する議論

保育時間の認定、さまざまな保育・子育て支援サービスの選択、利用調整、サービス計画の策定など子育て支援サービスを含めたコーディネーターの創設や育成、子育て支援プランの策定に関する議論が必要です。石川県においては、マイ保育園事業の一環として、子育て支援プランを作成する事業を実施して成果を上げています。高齢者、障害者福祉に計画作成が浸透している現在、子ども政策についてもケア・マネジメントの前置を検討すべきです。

6. 保育士養成制度に関する議論

第一専門委員会の所管である保育の質の向上を図るうえで保育士養成制度の検討は不可欠であると考えます。そのための議論には多くの時間を割く必要があり、また、別の専門性も必要とされるため、専門委員会で議論するとともに、別途の委員会等を設置することが必要と考えます。

第2回社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第一専門委員会 平成21年9月8日	参考資料4
---	-------

少子化対策特別部会
保育第一専門委員会への提案
～ 保育の必要性の判断及び
保育提供の仕組みについて ～

平成21年 9月 8日

社団法人 全国私立保育園連盟
常務理事 木原 克美

I. はじめに ～ 具体的な検討にあたって ～ (1)

(「第1次報告」を基本にした具体的な仕組みの組み立て)

- (1) 少子化対策特別部会「第1次報告」(2月24日)でとりまとめられた今後の保育制度の姿を基本に、「保育の仕組み」のあり方について、具体的な事項を含めた検討を行う必要がある。

(保育・子育て機能の拡大への方向性)

- (2) 保育所が、家庭養育に欠けるという限定的な課題に対応するだけでなく、現在は、すべての家庭の育児・子育てを、社会的に支えていく体制が求められている。中でも保育所は中核的な社会的資源としてその役割が大きく期待されている。このため、すべての保育・子育て支援の利用希望者について、その「必要性」と「度合い」について認定し、必要性に応じた体制の整備が求められる。

(子どもの育ちの視点を中心にすえた仕組みの構築)

- (3) 制度設計の視点の中心は、保護者の利便性だけでなく子どもの発達保障の視点が重要なポイントとなる。保育所を中心とした多様な提供体制の整備において、子どもの育ちの視点を中心にすえた仕組みを構築することが重要になる。

I. はじめに ～ 具体的な検討にあたって ～ (2)

(重要なファクターとして考えられること)

- (4) 提供者と保護者は経済的関係ではとらえられない相互性があり、市場でいわれる売買契約関係ではないことを明確に意識した仕組みとすること。
 - ② 人口減少地域における保育機能の維持向上のための制度的工夫(小規模保育所、多機能型保育所など運営基盤の確保)が必要であること。
 - ③ 保育・子育て支援は生活圏で提供されるサービスであるため、小規模地域密着型保育等の運営基盤を確保すること。
 - ④ 以上に対応するため保育の質の向上をめざす必要があり、児童福祉施設最低基準の改善や子育て支援における内容、職員処遇の改善等を並行して実施する必要がある。

(質の確保された多様な新規事業者の位置づけ)

- (5) 様々なニーズを受けとめる保育を飛躍的に拡大していくため、認可保育所の大幅な増設を促進するとともに、多様な保育形態をカバーできる新規事業者の参入についても、質の担保を前提に促すことも必要である。したがって、それらを裏付ける大幅な財源確保が不可欠となる。

1. 保育の必要性の判断

1) 基本的な仕組み

○ 市町村

(1) 「保育の必要性・量の判断」について

- ① 保育の必要性は「保育利用希望者の申請を基本とする。」ことを法的に位置づける。
- ② 量は、毎年12月1日調査、集計を基に確定する。

(2) 利用希望者の法的位置づけと優先度の位置づけ

- ① 保育の利用については、希望者の申請を基本とするが、「ひとり親家庭や虐待、障害等の課題」等については優先入所を法律及び政令等で規定する。
- ② 保育利用希望申請については、行政又は施設を通じ提出し、量的把握は市町村が行う。
- ③ 利用希望者が申請の際、利用内容「通常保育、一時、延長、休日保育」等を明記する。その申請に応じて「認定証明」を交付する。
- ④ 「認定証明」の交付によって「公的保育を受けることの出来る地位」を法的に明確化する（「公的保障」の担保）。
- ⑤ 利用申請者の優先度については、応諾義務を法的に明記する。

2) 判断基準の設定

- (1) 子どもの健やかな育ちを社会全体で支援する観点から、保育ニーズ(とくに短時間就労、休職等のケース、一時保育等を含む)について、すべての子どもに対して必要性と必要量について判定する。
- (2) 上記を前提にした際、実際の利用形態は「全日(8時間、休日含む)、定期的短時間、一時保育、短時間、随時」等に整理されるので、例えば「①定型保育」、「②非定型保育」、「③随時型保育」に分けた制度とする。
- 「定型、非定型保育」いずれにおいても「ひとり親家庭や虐待、障害等の課題」等の優先利用者や「とくに人口減少地域等、幼児の集団生活の保障に対する配慮を必要する」利用者について「公的保育を受ける地位」を保障し「認定証明」を交付する。

3)判断基準の内容 —「保育対象範囲」

- (1) 「専業主婦、求職活動、短時間就労、不定期勤務者、家庭の都合」等についても基本的には「すべての子どもの保育保障」の視点で捉え、具体的な利用方法については「非定型」、「随時型」の定義と内容を明確にし対応する。
- (2) 障害児については、集団生活の保障を基本とし具体的には「保育施設、障害児施設等」について個別のケースによって対応できる制度を整備する。
- (3) いずれにしても「利用希望、利用形態(方法)」は多様であり、様々な資源や制度の組み合わせが求められる。基本的には「子どもの視点」と「家庭、地域、就労」を支え、すべての子どもを対象とした「新しい保育制度」＝保育保障の視点で整理すべきである。

4) 保障の上限量

(1) 「保障上限量」とは保育を利用できる「量」のことである。

個々の利用量は、利用希望者の「利用対象(形態)と労働条件、企業の方針(姿勢)」によって変わるため、形態ごとに分類し「量」を決めることは、制度を複雑にする。

(2) 区分は、以下の3区分とすることを提案

① 「定型保育」: 8時間~10時間の通常保育、通勤時間考慮(休日も含む)、月単位で設定例) 保育時間8時間・週40時間(月160時間(就労時間)+通勤時間を基本)

② 「非定型保育」: 一時保育(短時間・短期間の保育)、休日保育。
例) 4時間、週20時間(月80時間以内)

③ 「随時型保育」: 子育て相談、保育所体験、病児保育等については利用回数単位。
例) 随時型は不定期、一時的利用で月16時間以内

※ 延長保育 = 定型を越える長時間保育(週15時間)については、ワークライフバランスの実現とともに考える必要がある。出産前後の一定期間、育児休業保障(とくに男性への一定期間の義務化)、労働時間の一日8時間(週40時間)等の保障、超勤の禁止等企业にも義務化。

※ 「定型、長時間、休日」保育等に関し、企業負担も法制度化する等、子どもと親が一緒に過ごす生活の場の拡大を促進する。

※ 就労時間のみで保育時間を判断するのではなく、利用希望者の意志を考慮しつつ、子どもの生活の連続性に対する配慮を行う。とくに産休、育児休業、人口減少地域については、「子どもの生活の連続性と集団生活保障」の視点で、基本的に保育を受ける地位が保障されるようにする。

※ 定型については、基本部分と実績的部分の加算方式を検討する。

5) 優先的に利用確保されるべき子どもの仕組み

とくに虐待事例については受入れについて義務化。

- ① 低所得世帯、障害児については、不適切な選別がないよう公正な選考を保障するため必要に応じて第三者を含めたコーディネート機能(入所選考委員会)を設ける。
- ② 上記について「応諾義務」との関係で、選考について公表を義務化する。
- ③ 定員が埋まったあとの優先入所児童の受入れについては、定員外の緊急枠を設ける等の特例措置を検討する

6)「保育に欠ける」という用語の見直し

家庭養育に欠けるという意味の「保育に欠ける」という限定的な対応から、現在の社会では、すべての家庭の子どもに対して育児・子育て支援、さらには集団の保障など、保育の社会化が求められている。

つまり保育を「必要としている」子どもが普遍化している現代社会では、限定的な「欠ける」子どもも含めて「必要とする」という表現が、理論的にも社会的にも相応しい。

また、「児童福祉法第1条2項」と児童権利条約に照らしてもすべての子どもたちの健やかな育ちを保障するためにも「必要とする」が望ましいだろう。

ただし、保育所等の施策は、児童福祉施策でることには変わりはなく、引き続き公的な対応が求められる。

2. 保育の提供の仕組み

1) 利用保障の仕組み-(1)

(公的保育を受ける地位と例外なき保育の保障の法的明確化)

(1) 例外なき「公的保育を受ける地位の付与」は、国の公的責任を明確にした内容であり、その法的根拠付けは「児童福祉法24条」を「必要とする」に改めることで明確にすることと考える。

(市町村には公的保育を保障するために次の実施責務を法的に明確化する)

(2) 「市町村に保育を必要する子どもたちに例外なく公的保育を保障する実施責務を法制度上課す」という提案は、市町村の「公的保育の実施責任」を明確にしたものと理解できる。そのためには、「市町村の実施責任」を明記した「条文」を明示すべきである。

1) 利用保障の仕組み－(2)

(2)－① 市町村が「保育を必要とする子どもたちへの公的保育を保障」するための実施責任を果たすため「提供体制確保」を法的に義務付けた意義は大きい。自ずと法24条の但し書きが削除される。また、その義務を規定化し、保育の実施を「保育の質」を担保した上で保障する(量と質の保障)という構想になる。

(イ) 保育所等の整備計画 — 「量の確保」の保障

(ロ) 地域の提供体制の整備責任 — 「量の確保」の保障

(ハ) 利用者への支援(入所調整や公的契約履行のための支援) — 「量の確保」の保障

(ニ) 児童福祉施設最低基準 — 「質を確保」

(ホ) 保育所保育指針 — 「質を確保」

(ヘ) 指導、監督 — 「質を確保」

(ト) 研修 — 「質の確保」

○ (イ)～(ト)については、児童福祉法を中心にした関連法規や、自治体法等に定める。その上で、市町村の条例等に明記する。

1) 利用保障の仕組みー(3)

- (2)ー② “利用支援の責務”としての「利用調整」と「公的契約」について
「利用調整」は、待機児童のいる地域には必要であり、第三者を含む選考委員会によって利用調整を行う。
人口減少地域においては、保育所の定員割れにどのように対応するかが課題である。
- 利用調整は、例えば政令などで「子どもの育ち」(保育の連続性と集団の経験)と「就労を含む家庭の子育て支援」を保障する立場から、市町村が規定する。
- (3) 上記については国が公的責任の上に立って法的に規定する。それに基づき市町村が条例・規則で規定し、その責任を果たす。
- (4) 事業者は、とくに「優先利用者の応諾義務」を含め、履行する責任と義務を負う。
- (5) 利用者にとっての「公的保育を受ける地位の付与」については「公的保育保障の義務化」であり、同時に「権利保障」として捉えることができる。

2) 利用方式

- (1) 「保育料負担とその内容の適切性、免除規定、支払い不履行に対する規定」等についてどのようにするかについて、利用者の「支払い義務」規定を検討する。
- (2) 保育料の支払先は、「義務化との関係」で市町村とする。(自治体によっては、施設が徴収を代行する。)
- (3) 利用は希望する保育所に入所申し込書(申請書)」を提出する。

《 公的契約の具体的イメージ図（下記例図） 》

○「市町村の関与」と「第三者を含めたコーディネート」の仕組み

- ・申し込み手続き — 市町村窓口と保育所で受付。
- ・保育所の募集 — 募集要項の事前チェック(公の関与)、市町村の広報誌等で一括募集、保育所独自の募集も可能。
- ・選考の等の公平性 — 応募が保育所によって「偏り・バラつき」が発生する。
保育所それぞれの「受入れ枠・選考方法」(応諾義務含め)を作成し「事前届出」を行い。内容の確認(チェック)を受け、公表する(公の関与)。

○「入所選考委員会の設置」(提案)と入所選考結果の報告義務(第三者を含めたコーディネーターによって編成する)

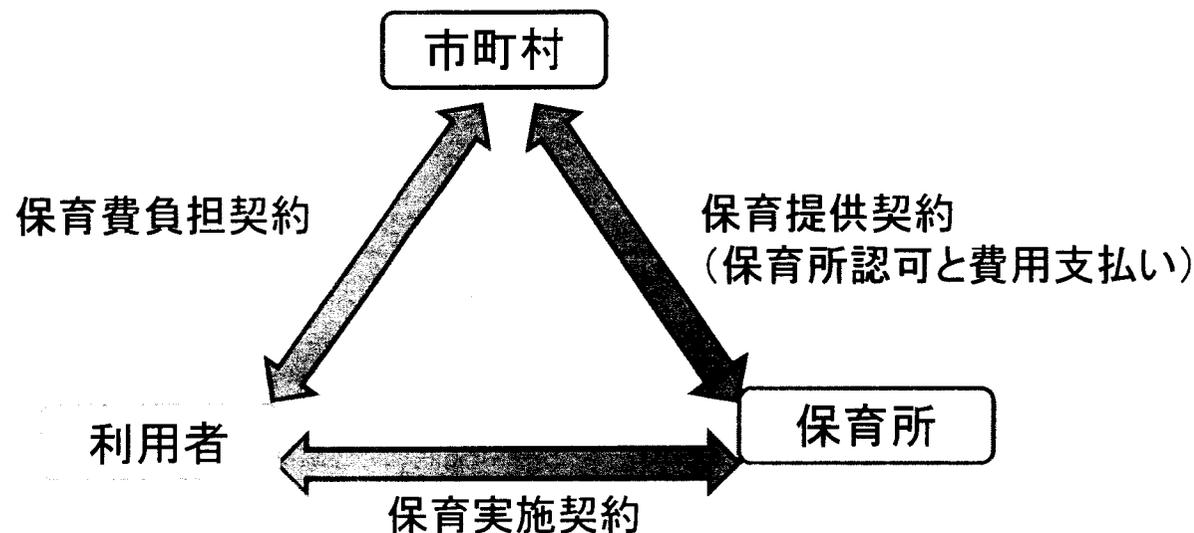
例) ① メンバーは「市町村、保育園関係者、民生児童委員等」で構成。

② 市町村への入所選考結果報告と承認(確認) (公の関与)

⇒ 運営費補助と保育料の徴収との関係で重要である。

③ 保育所入所の承認手続き。

④ 不服申し立て制度の保障。ets.



3) 利用者の手続き負担と保育所の事務負担について

(1) 利用者の立場から

- ① 保育所の入所は、希望する保育所を自分で選択し、選んだ保育所に申し込みをする。
- ② 保育料は、個人情報を守る上からも市町村が家計所得に配慮して決定し、保護者が市町村に納入する。

(2) 保育所の立場から

- ① 募集・入所関係の事務、(利用希望者の園の説明、受付、整理、入所の選択、保育料の徴収等)はちょうど年度末のまとめ、次年度の計画等もっとも多忙な時期にあたり、物理的事務的負担は非常に困難である。
- ② 事務職員の増員、正規職員により可能になる。